

昭和51年度

ひのしのこくほ



日野市立図書館 ☎81-7354



1595567

市民部保険年金課

日 野 市 の 概 況

本市は、東京都西南部に位し、都心より 3 5 km の地、北は、多摩川を隔て昭島、立川、国立、府中の各市、西は八王子市、南は、多摩丘陵を境として八王子市、多摩市に隣接し、面積 27.11 km²で東西 7.5 km、南北に 5.85 km、沖積土からなる平地が開けていますが、西北部は、洪積土による台地が形成され、南部は、標高約 100m 程の多摩丘陵があり、武蔵野の風景を一望におさめることができます。

西北部の台地は、昭和 10 年頃より大工場が進出し、工業地域を形成していますが、近年住宅公団の多摩平団地を始め、百草、高幡団地、それに都営団地等の建設により人口は急速に増加し、昭和 52 年 1 月 1 日現在 131,397 人に達し、これは 15 年前の約 2.8 倍となり現在も増加の一途をたどっている。

は し が き

日野市の国民健康保険事業は、昭和33年に町村合併する以前、旧七生村に於ては、昭和23年、旧日野町では、昭和27年に事業が開始されて以来20数年余になります。

この間、被保険者をはじめとして、関係各位のご協力と、ご理解により、財政の危機に直面しながらも、つねに給付内容の充実、向上に努め、地域保険として大きな成果を挙げてまいりました。

しかし、昭和47年度に老人医療費の無料化を実施したため、その波及を受け、また、医療費の伸びも増高の一途をたどり、国保財政の前途は非常に多難な状況にあります。

ここに、昭和50年度までの事業実績をとりまとめ関係各位のご高覧をいただき、今後一層のご指導とご理解・ご協力を賜わるようお願い申しあげる次第であります。

昭和52年3月

日野市市民部保険年金課

目

次

	頁
1. 日野市国民健康保険の沿革	1
2. 事務機構	2
(1) 機構	2
(2) 事務分掌	2
3. 運営協議会	3
(1) 組織	3
(2) 審議事項	3
(3) 歴代委員名簿	3
4. 被保険者の状況	5
(1) 加入状況	5
(2) 被保険者の推移	6
(3) 被保険者の異動状況	7
(4) 被保険者の年齢構成	8
5. 保険給付の状況	9
(1) 市内の医療機関の状況	9
(2) 給付の沿革	9
(3) 受診件数及び日数	10
(4) 受診率の状況	11
6. 療養の給付	12
(1) 費用額	12
(2) 保険者負担額	13
(3) 療養諸費（療養の給付、療養費）費用額の年度別状況	14
(4) 任意給付年度別件数	15
7. 保険税	16
(1) 賦課割合	16
(2) 収納状況	17

	頁
(3) 軽減対象数及び交付決定額	18
(4) 被保険者1名当たりの保険税調定額及び収納額（現年分）	19
(5) 1世帯当たりの保険税調定額及び収納額（現年分）	20
(6) 総所得金額段階別世帯数（被保険者数）	21
(7) 世帯別、被保険者別の保険税状況	22
(8) 保険税の所得区分別世帯数	23
8. 財 政	24
(1) 年度別歳入状況	24
(2) 年度別歳出状況	25
9. 被保険者1人当り諸費	26
(1) 歳 入	26
(2) 歳 出	27
10. 疾病分類統計	28
(1) 疾病分類別受診状況	28
(2) 年齢別受診状況	29
(3) 過誤調整年度別状況	30
11. 不当利得、第3者行為の年度別状況	31
12. 保険税調定額と療養諸費保険者負担額	32
13. 1人当り保険税調定額と1人当り療養諸費保険者負担額	33
14. 昭和50年度国民健康保険事業状況報告書（年報）	34
15. 日野市国民健康保険条例	35
16. 日野市国民健康保険一部負担金減免等についての取扱要綱	57
17. 日野市国民健康保険税減免取扱要綱	61

1. 日野市国民健康保険の沿革

日野市の国民健康保険事業は、旧七生村に於いては、昭和18年3月1日、村の直営とせず、七生村信用販売購買利用組合（現、七生農業協同組合の前身）で事業を代行し開始された。

事業は 組合活動の一環として発足し、特に保健婦を置き村民の食生活改善と合理化、農繁期における協同炊事場の設置等、保健婦活動に力を注いだ。

組合の行ってきた事業も昭和23年10月1日からは、村が引継ぎ公営化されて再出発した。また、昭和25年11月10日には、高幡593番地に直診を開設したが、利用者は少なく、経営が軌道に乗ったのは、昭和26年度後半からであった。しかし、施設が狭くなり、住民から施設の充実、拡張の要望があり、昭和30年4月1日、南平1340番地に新しい直診を開設するに至った。

一方、旧日野町に於いては、昭和27年6月1日から公営国保として出発した。

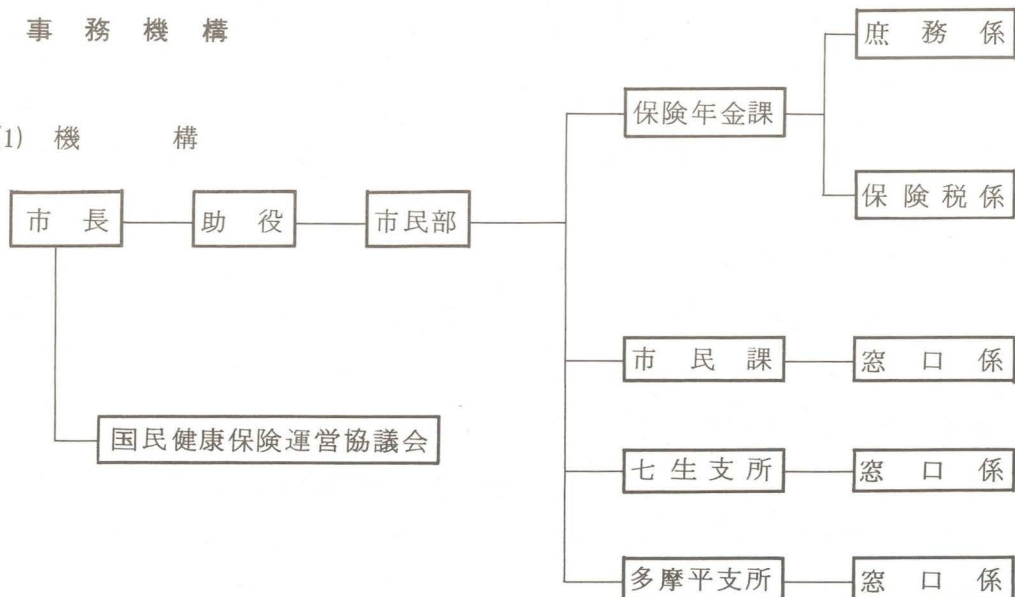
昭和33年2月1日、旧七生村と旧日野町が合併し、国民健康保険も新しい時代を迎え、昭和36年10月日野町国民健康保険病院が開設され、昭和38年11月3日市制施行、昭和40年6月10日、利用者の減少等により日野市国民健康保険直営診療所を閉鎖した。

昭和46年度に、保険税、昭和48年度には、診療報酬を、それぞれ、電子計算機を導入して処理するようになった。

昭和49年4月1日には、保健所の開設等による、保健婦の業務が競合、減少した等の理由により廃止した。

2 事務機構

(1) 機構



(2) 事務分掌

係 名	事 務 分 掌
庶 務 係	1. 国保運営協議会に関する事。 2. 保険給付に関する事。 3. 普及奨励に関する事。 4. 保健施設に関する事。 5. 診療報酬に関する事。 6. 被保険者の資格及び被保険者証の交付に関する事。 7. 調査統計及び諸報告に関する事。 8. その他課内の庶務に関する事。
保 険 税 係	1. 保険税の賦課に関する事。 2. 保険税の徴収に関する事。 3. 保険税の減免及び還付に関する事。 4. 保険税の督促及び滞納処分に関する事。 5. 保険税にかかわる納税貯蓄組合事務に関する事。 6. その他保険税に関する事。

3. 国民健康保険運営協議会

(1) 組 織

- 被保険者を代表する委員。 3 名
- 国民健康保険医又は、国民健康保険薬剤師を代表する委員。 3 名
- 公益を代表する委員。 3 名

(2) 審議事項

- 一部負担金の負担割合に関する事。
- 保険税の賦課方法に関する事。
- 療養の給付期間に関する事。
- 保健施設の実施大綱の策定に関する事。
- 保険給付の種類及び内容に関する事。
- その他国民健康保険事業運営に関する重要事項。

(3) 歴代委員名簿

選出区分 期 間	S 4 0.4.1～4 1.3.3 1	S 4 1.4.1～4 2.3.3 1	S 4 2.4.1～4 3.3.3 1	S 4 3.4.1～4 4.3.3 1
被保険者代表	秋 葉 紫 郎	秋 葉 紫 郎	秋 葉 紫 郎	秋 葉 紫 郎
	小 峰 正 一	小 峰 正 一	小 峰 正 一	小 峰 正 一
	守 屋 聰 英	守 屋 聰 英	守 屋 聰 英	守 屋 聰 英
医師代表	花 輪 音 三	花 輪 音 三	花 輪 音 三	花 輪 音 三
	日 野 徹 夫	日 野 徹 夫	日 野 徹 夫	日 野 徹 夫
	高 木 昂	高 木 昂	高 木 昂	高 木 昂
公益代表	永 原 三郎太	浜 田 勲	森 田 喜美男	森 田 喜美男
	安 西 信	清 水 禄之助	清 水 禄之助	清 水 禄之助
	奥 住 春太郎	内 田 吉 久	内 田 吉 久	内 田 吉 久

選出期間 区分	S 44. 4. 1 ～ 45. 3. 31	S 45. 4. 1 ～ 46. 3. 31	S 46. 4. 1 ～ 47. 3. 31	S 47. 4. 1 ～ 48. 3. 31
被保険者代表	秋 葉 紫 郎	秋 葉 紫 郎	秋 葉 紫 郎	秋 葉 紫 郎
	小 峰 正 一	小 峰 正 一	小 峰 正 一	小 峰 正 一
	守 屋 聰 英	守 屋 聰 英	守 屋 聰 英	守 屋 聰 英
医師代表	花 輪 音 三	花 輪 音 三	花 輪 音 三	花 輪 音 三
	田 中 佳一郎	田 中 佳一郎	江 渕 浩 美	江 渕 浩 美
	山 名 次 男	山 名 次 男	山 名 次 男	山 名 次 男
公益代表	西 沢 保	正 国 務	正 国 務	正 国 務
	内 田 吉 久	林 重 義	林 重 義	谷 栄 吉
	北 村 文 芳	鈴 木 美奈子	鈴 木 美奈子	森 田 喜美男
選出期間 区分	S 48. 4. 1 ～ 49. 3. 31	S 49. 4. 1 ～ 50. 3. 31	S 50. 4. 1 ～ 51. 3. 31	S 51. 4. 1 ～ 52. 3. 31
被保険者代表	秋 葉 紫 郎	秋 葉 紫 郎	齊 藤 正 芳	齊 藤 正 芳
	小 峰 正 一	小 峰 正 一	平 利 雄	平 利 雄
	守 屋 聰 英	守 屋 聰 英	中 島 光 子	中 島 光 子
医師代表	花 輪 音 三	花 輪 音 三	野 田 武 和	野 田 武 和
	江 渕 浩 美	江 渕 浩 美	江 渕 浩 美	江 渕 浩 美
	須 田 亮 平	須 田 亮 平	森 田 高 光	森 田 高 光
公益代表	正 国 務	名古屋 史 郎	名古屋 史 郎	秦 正 一
	杉 山 寅三郎	杉 山 寅三郎	杉 山 寅三郎	三 浦 重 春
	西 沢 保	橘 祐 子	橘 祐 子	橘 祐 子

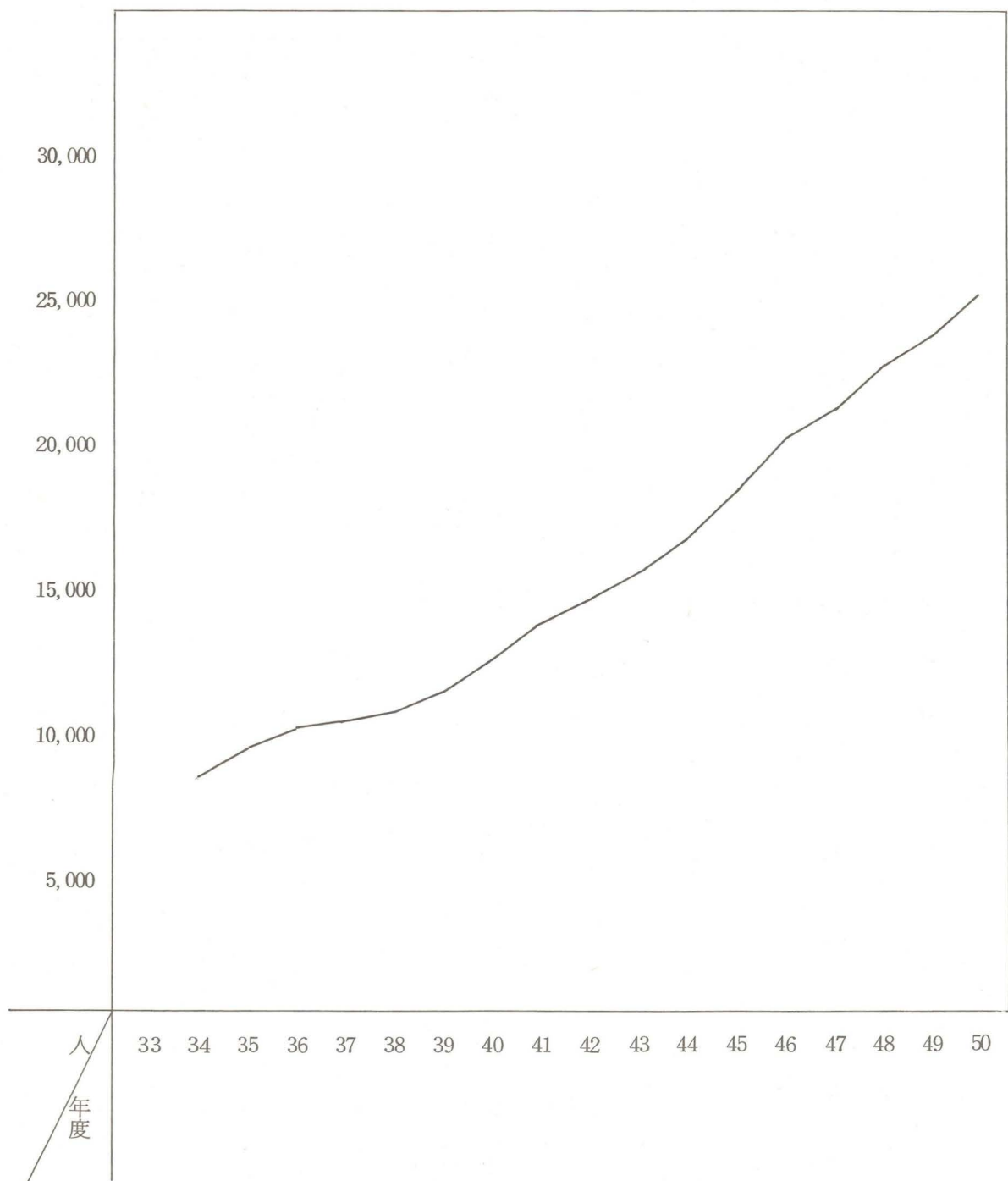
4. 被保険者の状況

(1) 加入状況

年度末現在()内は、年間平均世帯被保険者数

区分 年	市 全 体		国 保		加 入 率		一世帯当り
	世 帯	人 口	世 帯	被保険者	世 帯	被保険者	被保険者
	世	人	世	人	%	%	人
32							
33							
34	7,661	33,554	(1,981) 2,007	(8,769) 8,713	26.2	26.0	4.3
35	9,671	40,012	(2,166) 2,232	(9,070) 9,142	23.1	22.8	4.1
36	11,003	44,998	(2,382) 2,465	(9,525) 9,716	22.4	21.6	3.9
37	12,229	48,940	(2,593) 2,684	(9,900) 10,054	21.9	20.5	3.7
38	13,215	52,621	(2,869) 3,004	(10,484) 10,716	22.7	20.4	3.6
39	14,884	57,593	(3,185) 3,275	(11,214) 11,433	22.0	19.9	3.5
40	17,605	64,548	(3,468) 3,669	(11,949) 12,498	20.8	19.4	3.4
41	19,848	70,404	(3,882) 4,121	(12,898) 13,445	20.8	19.1	3.3
42	24,425	76,372	(4,377) 4,568	(14,027) 14,535	18.7	19.0	3.2
43	25,253	79,279	(4,833) 5,036	(15,112) 15,519	19.9	19.6	3.1
44	27,395	84,133	(5,259) 5,507	(15,983) 16,525	20.1	19.6	3.0
45	29,935	91,075	(5,958) 6,264	(17,630) 18,405	20.9	20.2	2.9
46	33,571	101,320	(6,683) 6,802	(19,493) 20,151	20.3	19.9	3.0
47	35,707	107,465	(7,040) 7,214	(20,875) 21,319	20.2	19.8	3.0
48	37,257	112,518	(7,508) 7,706	(21,909) 22,351	20.7	19.9	2.9
49	38,603	117,555	(7,922) 8,118	(22,905) 23,379	21.0	19.9	2.9
50	40,264	122,207	(8,521) 8,714	(24,438) 24,863	21.6	20.3	2.9

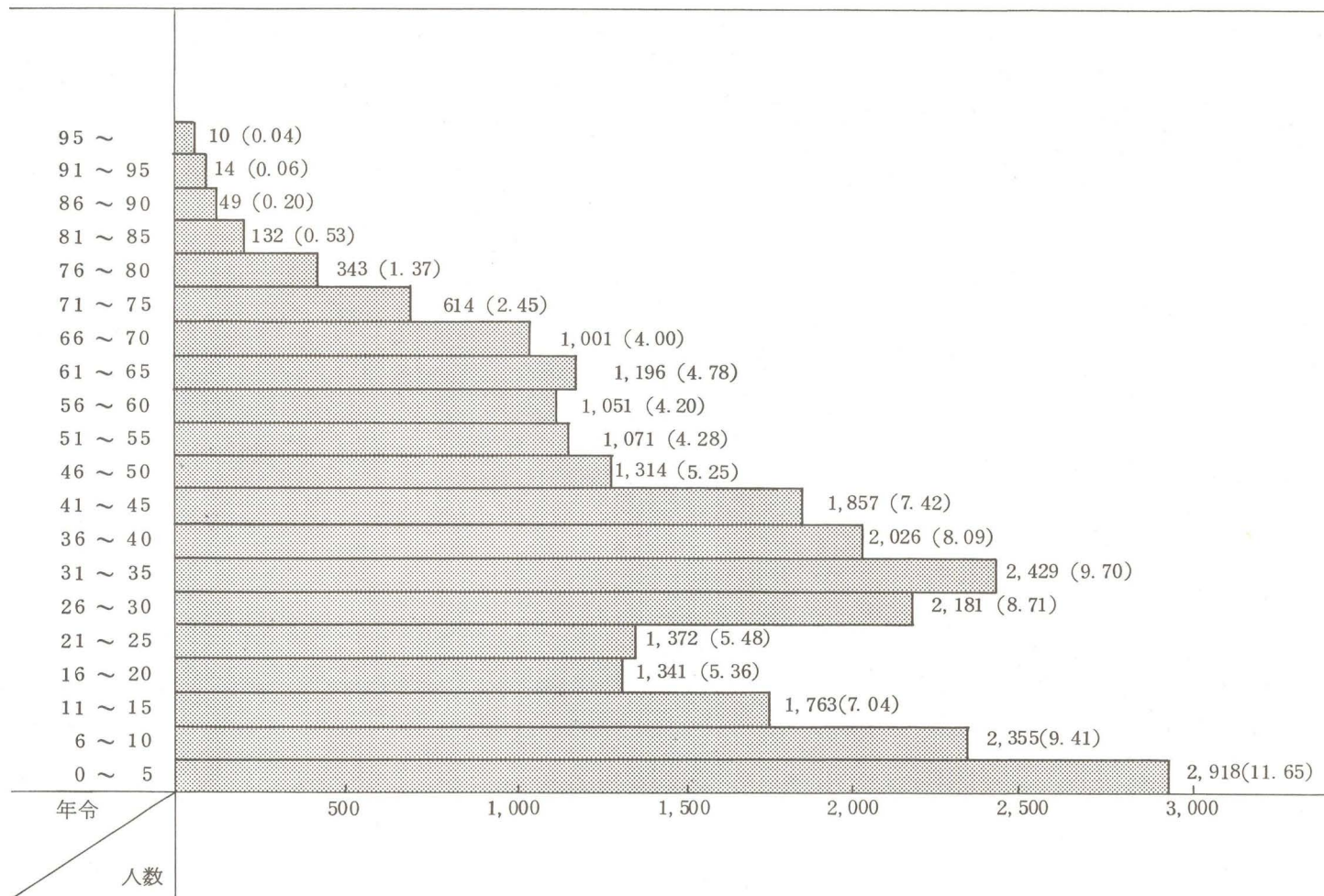
(2) 被保険者の推移



被保険者の異動状況

年度 区分		39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
資格取得	転入	875	912	1,132	1,217	1,494	1,954	2,228	2,107	1,742	1,763	1,782	2,000
	社保離脱	881	1,045	1,217	1,363	1,519	1,764	2,219	2,628	2,620	2,609	2,528	3,222
	生保廃止	146	18	22	53	26	49	72	50	68	80	111	99
	出生	119	243	247	293	335	363	354	468	467	471	417	393
	その他	355	424	398	327	111	3	2	3	19	3	99	63
	計	2,376	2,642	3,016	3,253	3,485	4,133	4,875	5,256	4,916	4,926	4,937	5,777
資格喪失	転出	442	537	767	964	943	1,113	1,146	1,432	1,478	1,500	1,389	1,551
	社保加入	970	891	1,045	1,287	1,382	1,666	1,626	1,674	1,917	2,115	2,205	2,347
	生保開始	82	19	51	86	81	103	88	141	176	119	147	182
	死亡	62	82	95	90	114	121	139	156	146	159	151	238
	その他	7	58	32	4	0	1	1	6	31	1	17	26
	計	1,563	1,587	1,990	2,431	2,520	3,004	3,000	3,409	3,748	3,894	3,909	4,344
純増△減		813	1,055	1,026	822	965	1,129	1,875	1,847	1,168	1,032	1,028	1,433

(3) 被保険者の年齢構成（昭和51年4月1日現在）（ ）内は、割合



5. 保険給付の状況

(1) 市内医療機関の状況

昭和52年3月31日現在

区 分	医療機関数	一 ヶ 所 当 り	
		市 民 の 数	被 保 険 者 数
病 院	7ヶ所	18,051 人	3,552 人
診 療 所	63	2,006	395
歯科診療所	34	3,716	741
薬 局	14	9,025	1,776

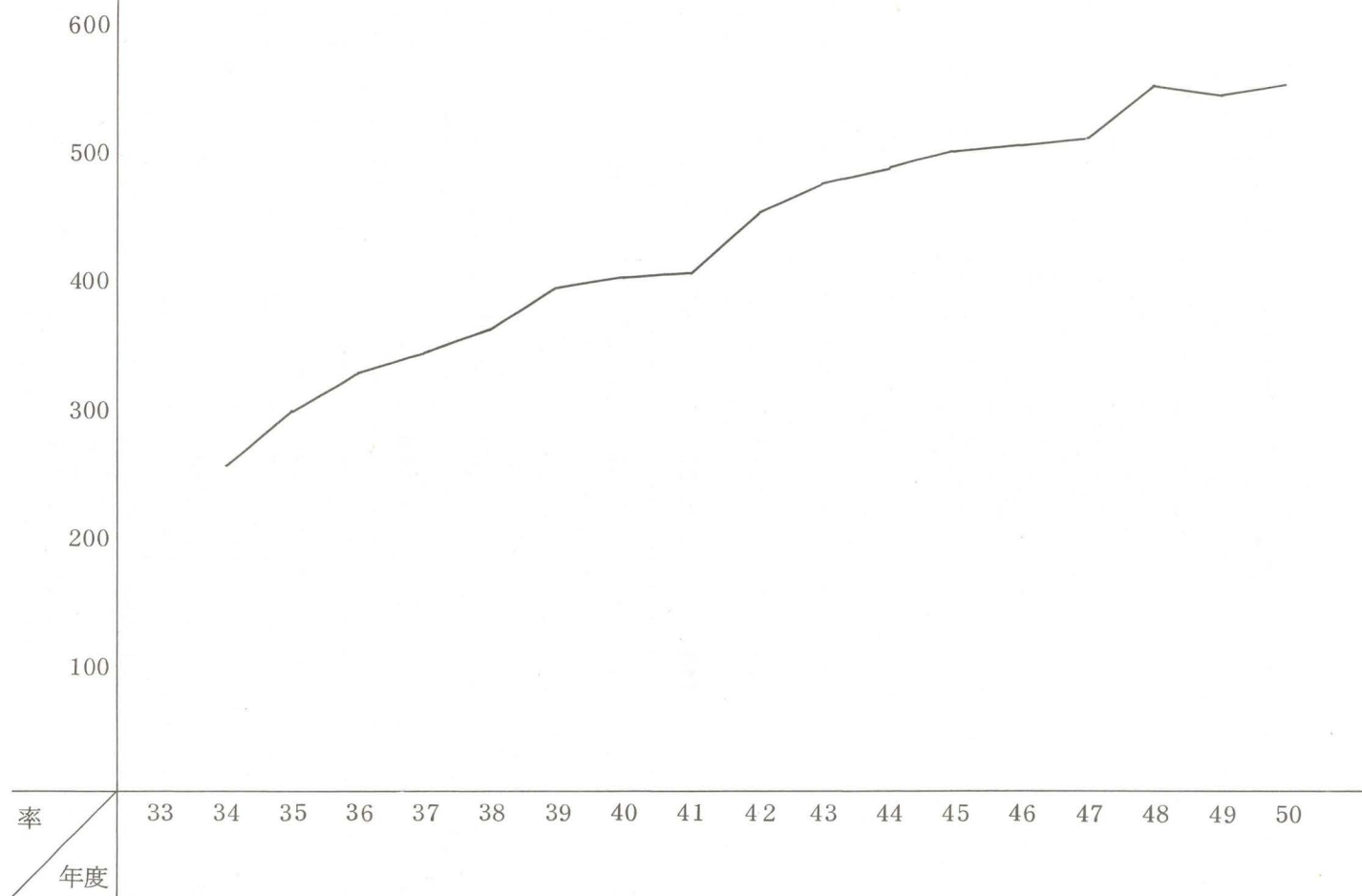
(2) 給付の沿革

区分 年度	療養給付率		助 産 費	葬 祭 費	育児手当金	備 考
	世帯主	世帯員				
33	%	%	円	円	円	
34	70	50	1,000	2,000	支給規定なし	
35	"	"	1,500	2,500	"	
36	"	"	"	"	"	
37	"	"	2,000	"	"	
38	"	"	"	"	"	
39	"	70	3,000	3,000	"	
40	"	"	"	"	"	
41	"	"	"	"	"	
42	"	"	"	"	"	
43	"	"	"	"	2,000	
44	"	"	10,000	"	"	
45	"	"	"	5,000	"	
46	"	"	"	"	"	
47	"	"	"	"	"	
48	"	"	"	"	"	
49	"	"	20,000	10,000	"	
50	"	"	"	"	"	
51	"	"	"	"	"	

(3) 受診件数および日数

区 分 年 度	件 数	日 数	1 件当り日数
33			
34	22, 660	106, 073	4. 68
35	26, 674	125, 105	4. 69
36	30, 492	146, 207	4. 79
37	32, 628	153, 340	4. 70
38	38, 085	170, 607	4. 48
39	44, 677	189, 706	4. 25
40	48, 344	198, 766	4. 11
41	55, 026	220, 465	4. 01
42	63, 181	244, 880	3. 88
43	71, 885	278, 106	3. 87
44	77, 806	289, 812	3. 72
45	87, 371	309, 470	3. 54
46	96, 339	330, 441	3. 43
47	110, 010	365, 407	3. 32
48	120, 423	392, 020	3. 26
49	124, 827	398, 937	3. 20
50	135, 222	428, 006	3. 17

(4) 受診率の状況



(注) 受診率 被保険者が年間何回受診したか百分率で示したものです。

(6) 療養の給付

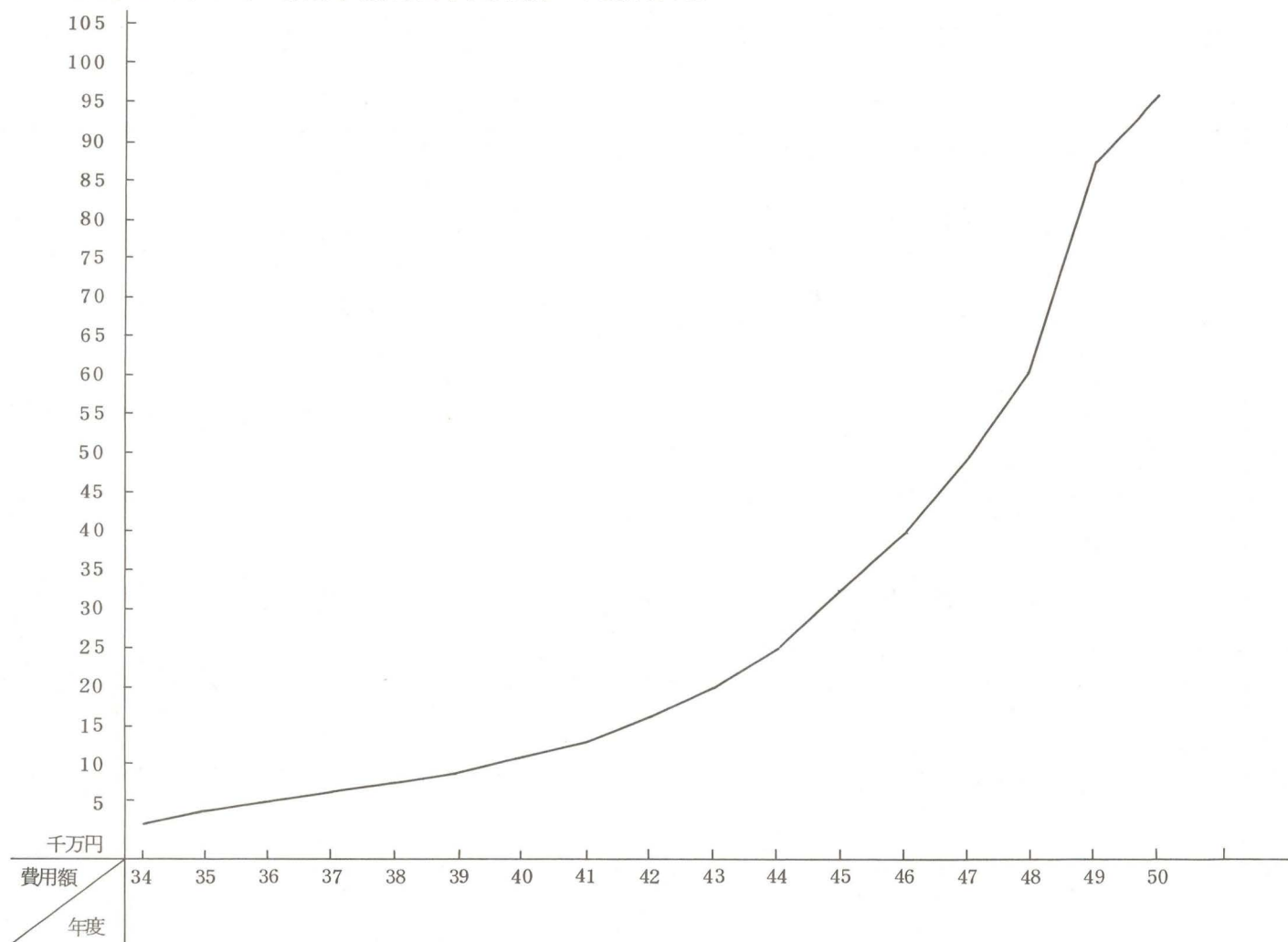
(1) 費用額（薬剤を含む）

区分 年度	費 用 額	一件当り	一世帯 当 り	一人当り	費 用 額 対前年比
34	25, 054, 570 ^円	1, 091 ^円	12, 647 ^円	2, 857 ^円	
35	31, 650, 184	1, 187	14, 612	3, 490	126
36	47, 303, 106	1, 551	19, 859	4, 966	149
37	55, 081, 364	1, 688	21, 242	5, 564	116
38	70, 987, 644	1, 863	24, 743	6, 771	129
39	88, 929, 518	1, 991	27, 921	7, 930	125
40	109, 440, 881	2, 257	31, 557	9, 159	123
41	135, 341, 045	2, 453	34, 864	10, 493	124
42	170, 473, 015	2, 687	38, 947	12, 153	126
43	213, 919, 746	2, 963	44, 262	14, 156	125
44	262, 145, 657	3, 369	49, 847	16, 402	123
45	328, 727, 719	3, 752	55, 174	18, 646	125
46	394, 091, 026	4, 081	58, 969	20, 217	120
47	510, 695, 038	4, 629	72, 542	24, 464	130
48	618, 415, 698	5, 123	82, 368	28, 227	121
49	873, 446, 581	6, 965	110, 256	38, 133	141
50	1, 082, 216, 388	7, 946	127, 006	44, 284	124

(2) 保険者負担額

区分 年度	保険者負担分	1件当り	1世帯 当り	1人当り	保険者 負担分 対前年比
34	12,327,559 円	537 円	6,223 円	1,406 円	
35	15,717,510	589	7,256	1,733	127
36	20,391,931	669	8,561	2,392	130
37	31,061,895	952	11,979	3,138	152
38	40,375,560	1,060	14,073	3,851	130
39	53,898,950	1,207	16,923	4,806	133
40	75,657,115	1,560	21,816	6,332	140
41	93,549,915	1,696	24,098	7,253	124
42	118,237,602	1,864	27,013	8,429	126
43	148,689,761	2,060	30,766	9,839	126
44	182,450,656	2,345	34,693	11,415	123
45	228,675,262	2,610	38,381	12,971	125
46	273,214,499	2,829	40,882	14,016	119
47	354,415,076	3,212	50,343	16,978	130
48	431,069,123	3,571	57,415	19,675	122
49	609,884,367	4,863	76,986	26,627	141
50	753,692,405	5,534	88,451	30,841	124

(3) 療養諸費（療養の給付、療養費）費用額の年度別状況



(4) 任意給付年度別件数

種類 年度	助 産 費	育 児 手 当 金	葬 祭 費
33		支給規定なし	
34	116	"	72
35	115	"	67
36	127	"	80
37	144	"	57
38	152	"	68
39	227	"	83
40	223	"	77
41	222	"	92
42	317	"	82
43	318	289	95
44	347	345	109
45	375	374	107
46	457	456	134
47	453	449	118
48	449	448	111
49	407	401	129
50	370	366	135

7. 保 險 税

(1) 保険税の賦課割合

区分 年度	調 定 額 (現年度分)	所 得 割			資 産 割			均 等 割			平 等 割			地方税法第 703 条の 4 第 2 項の 規定による保険 税総額の算定割 合	限度額
		賦 課 額	割合	按分率	賦 課 額	割合	按分率	賦 課 額	割合	按分率	賦 課 額	割合	按分率		
39	円 19,697,280	円 11,798,670	% 59.9	$\frac{1.5}{100}$	円 1,477,290	% 7.5	$\frac{9}{100}$	円 3,506,110	% 17.8	円 330	円 2,915,210	% 14.8	円 990	$\frac{37}{100}$	円 50,000
40	32,612,970	24,231,430	74.3	$\frac{2.5}{100}$	1,565,420	4.8	"	3,620,030	11.1	"	3,196,090	9.8	"	$\frac{43}{100}$	"
41	35,887,880	26,808,240	74.7	"	1,650,840	4.6	"	3,947,670	11.0	"	3,481,130	9.7	"	$\frac{38}{100}$	"
42	40,970,070	30,850,460	75.3	"	1,843,650	4.5	"	4,342,830	10.6	"	3,933,130	9.6	"	$\frac{35}{100}$	"
43	49,014,550	37,251,060	76.0	"	2,205,650	4.5	"	4,950,470	10.1	"	4,607,370	9.4	"	$\frac{33}{100}$	"
44	57,610,450	45,157,830	78.4	"	2,543,620	4.4	"	5,012,110	8.7	"	4,896,890	8.5	"	$\frac{32}{100}$	"
45	71,867,930	58,069,290	80.8	"	3,090,320	4.3	"	5,461,960	7.6	"	5,246,360	7.3	"	$\frac{31}{100}$	"
46	115,409,160	83,325,410	72.2	"	9,117,320	7.9	$\frac{25}{100}$	14,426,150	12.5	800	8,540,280	7.4	1,400	$\frac{42}{100}$	80,000
47	141,665,380	104,549,050	73.8	"	11,191,560	7.9	"	16,291,520	11.5	"	9,633,250	6.8	"	$\frac{40}{100}$	"
48	165,273,760	121,806,760	73.7	"	16,031,560	9.7	"	17,188,470	10.4	"	10,246,970	6.2	"	$\frac{38}{100}$	"
49	200,117,790	151,289,050	75.6	"	21,012,370	10.5	"	17,410,250	8.7	"	10,406,120	5.2	"	$\frac{33}{100}$	"
50	249,864,530	186,398,940	74.6	"	33,981,580	13.6	"	18,489,970	7.4	"	10,994,040	4.4	"	$\frac{33}{100}$	120,000

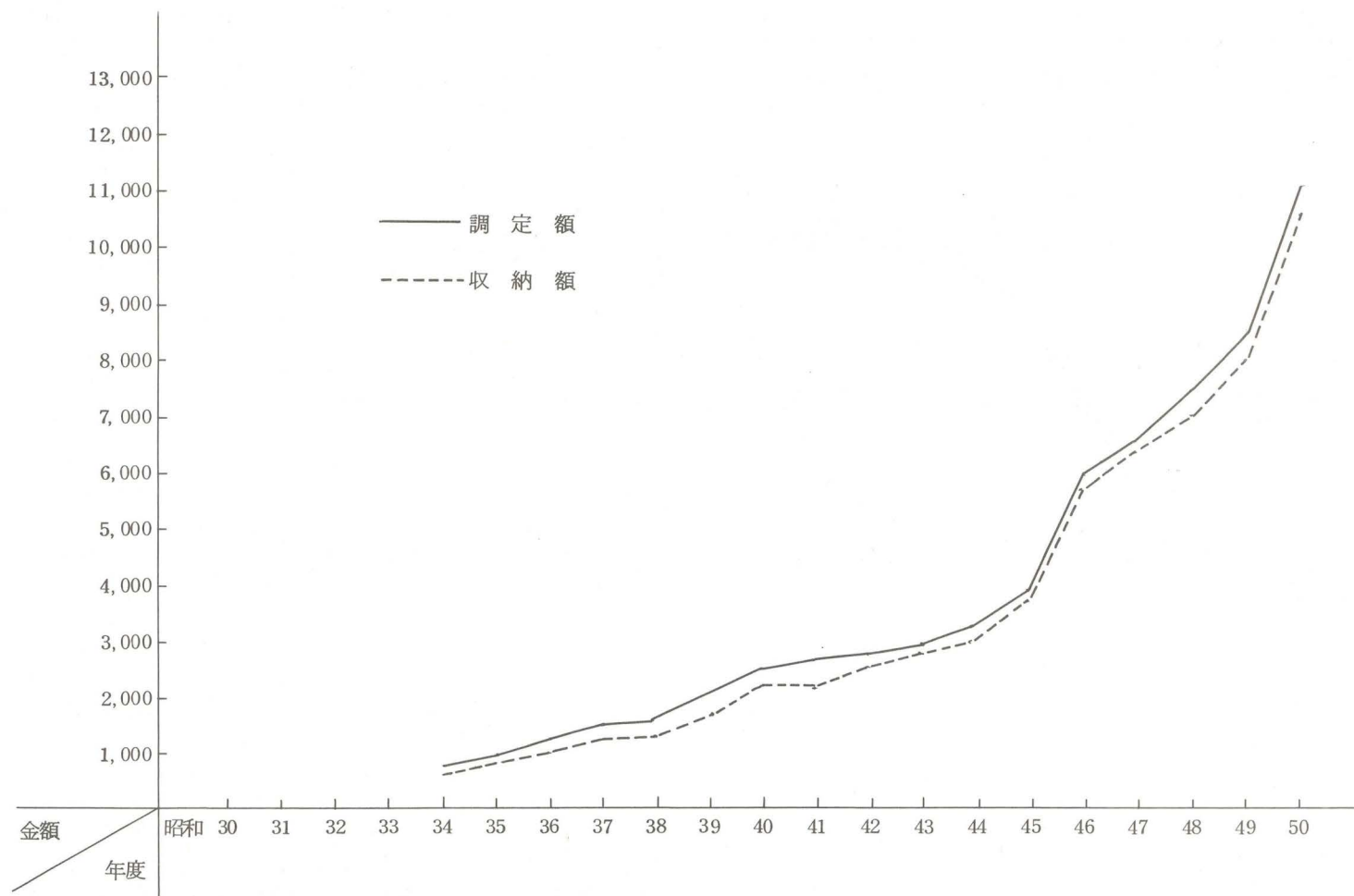
(2) 保険税の収納状況

区分 年度	現 年 度 分			滞 納 繰 越 分			計			現年度分 調 定 額 対前年比	現年度分 収 納 額 対前年比
	調 定 額	収 納 額	収納率	調 定 額	収 納 額	収納率	調 定 額	収 納 額	収納率		
34	7,165,955	6,474,410	90.35	1,402,033	401,463	28.63	8,567,988	6,875,873	80.25		
35	8,373,675	7,449,520	88.96	1,690,385	212,870	12.59	10,064,060	7,662,390	76.14	117	115
36	9,747,300	8,556,600	87.78	2,363,744	763,985	32.32	12,111,044	9,320,585	76.96	116	115
37	13,706,040	11,222,141	81.88	2,761,219	854,306	30.94	16,467,259	12,076,447	73.34	141	131
38	14,796,870	12,651,077	85.50	4,348,152	1,590,145	36.57	19,145,022	14,241,222	74.39	108	113
39	19,697,280	17,219,330	87.42	4,665,904	1,520,539	32.59	24,363,184	18,739,869	76.92	133	136
40	32,612,970	28,108,040	86.19	5,449,785	1,648,290	30.25	38,062,755	29,756,330	78.18	166	163
41	35,887,880	30,487,920	84.95	7,931,145	1,897,620	23.93	43,819,025	32,385,540	73.91	110	108
42	40,970,070	37,722,120	92.07	10,761,585	5,275,670	49.02	51,731,655	42,997,790	83.12	114	124
43	49,014,550	45,619,090	93.07	8,197,400	3,912,960	47.73	57,211,950	49,532,050	86.58	120	121
44	57,610,450	53,430,790	92.74	6,966,410	3,110,940	44.66	64,576,860	56,541,730	87.56	118	117
45	71,867,930	67,297,970	93.64	7,550,060	4,808,800	63.69	79,417,990	72,106,770	90.79	125	126
46	115,409,160	109,539,410	94.91	6,919,070	4,498,600	65.02	122,328,230	114,038,010	93.22	161	163
47	141,665,380	136,268,500	96.19	7,695,720	5,423,870	70.48	149,361,100	141,692,370	94.87	123	124
48	165,273,760	156,834,440	94.89	7,296,780	5,292,520	72.53	172,570,540	162,126,960	93.95	117	115
49	200,117,790	188,105,690	94.00	10,234,300	8,837,040	86.35	210,352,090	196,942,730	93.63	121	120
50	249,864,530	235,803,630	94.37	12,999,570	11,628,260	89.45	262,864,100	247,431,890	94.13	125	125

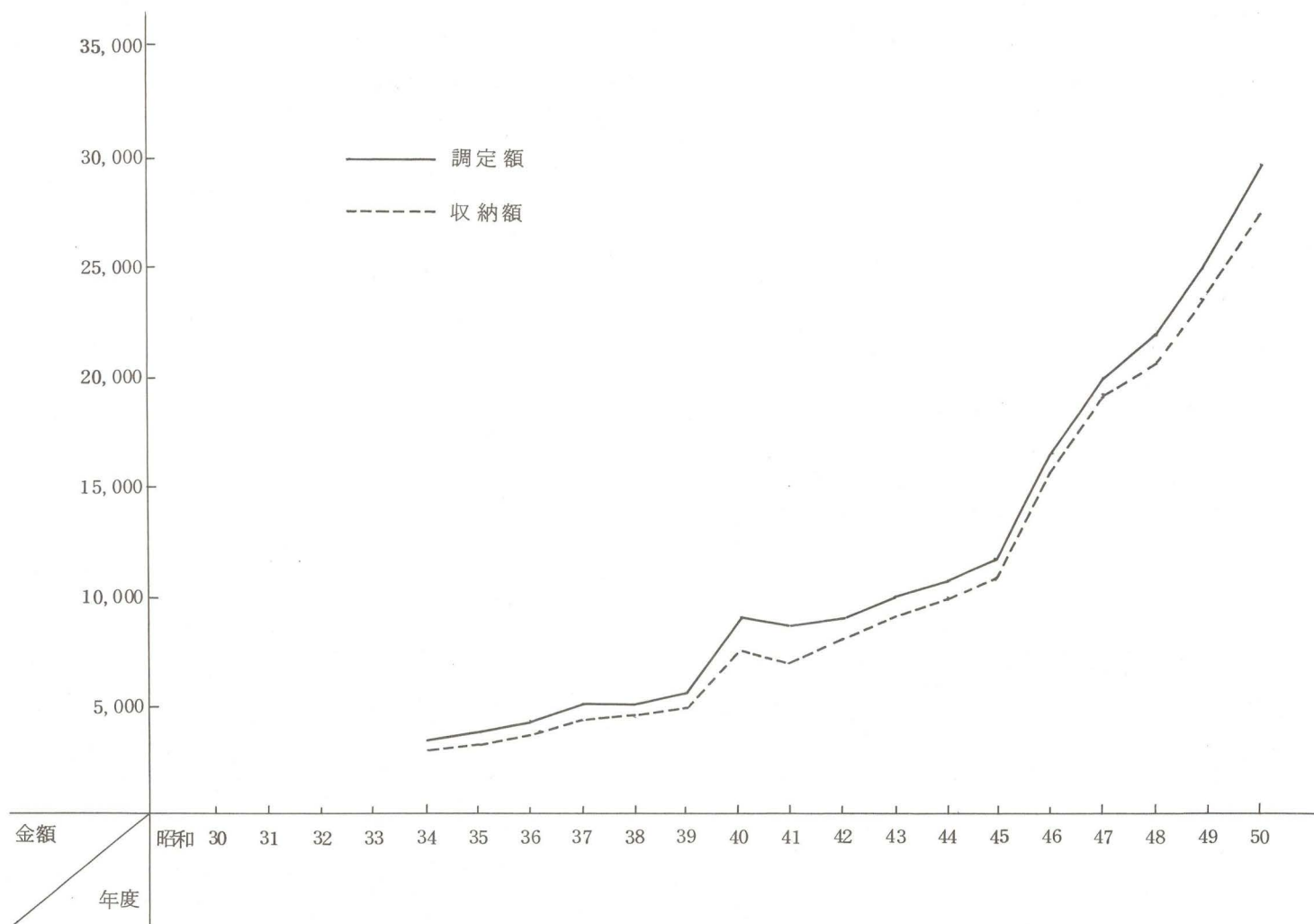
(3) 保険税軽減対象数及び交付決定額

区分 年度	世 帯 数 (賦課期日現在)	被保険者数 (賦課期日現在)	左 の う ち 保 険 税 軽 減 対 象 数						交付決定額
			世 帯 数			被 保 険 者 数			
			6 割 減 額	4 割 減 額	計	6 割 減 額	4 割 減 額	計	
4 5	世帯 5,535	人 16,806	世帯 704	世帯 712	世帯 1,416	人 1,255	人 1,510	人 2,765	円 1,223,000
4 6	6,288	19,271	619	386	1,005	1,124	1,554	2,678	948,000
4 7	6,899	21,008	526	382	908	1,019	1,506	2,525	1,627,000
4 8	7,365	22,421	611	436	1,047	1,159	1,706	2,865	1,860,000
4 9	7,808	23,497	732	392	1,124	1,375	1,533	2,908	1,985,000
5 0	8,363	24,694	925	441	1,366	1,776	1,700	3,476	2,420,000
5 1	8,859	25,686	1,196	439	1,635	2,283	1,665	3,948	2,879,000

(4) 被保険者 1 名当りの保険税調定額及び収納額（現年度分）



(5) 一世帯当りの保険税調定額及び収納額（現年度分）



(6) 総所得金額段階別世帯数(被保険者数)

階 層 年 度	① 総所得金額 のないもの	② 基礎控除以 下のもの	③ 基礎控除を こえ15万 円以下のもの	④ 15万~20万	⑤ 20万~30万	⑥ 30万~40万	⑦ 40万~50万	⑧ 50万~70万	⑨ 70万~100万	⑩ 100万 ~150万	⑪ 150万→	⑫ 300万→	⑬	合 計
44年	世帯 1,564	200	84	205	463	547	523	651	563	389	336			世帯 5,507
	人 3,274	455	232	508	1,257	1,673	1,748	2,268	2,042	1,476	1,592			人 16,525
45年	1,866	193	57	161	376	569	554	823	663	500	502			6,264
	4,047	388	105	362	928	1,610	1,761	2,766	2,386	1,895	2,157			18,405
46年	1,779	216	25	133	343	562	526	963	833	657	765			6,802
	3,972	458	46	254	754	1,440	1,576	3,076	2,951	2,396	3,228			20,151
47年	2,074	214		107	312	392	447	912	941	761	1,054			7,214
	4,923	418		212	618	937	1,256	2,814	3,209	2,724	4,208			21,319
48年	2,111	258		94	268	350	409	888	1,040	972	1,316			7,706
	4,484	504		198	606	818	1,057	2,708	3,468	3,466	5,042			22,351
49年	1,965	206			272	292	326	799	1,147	1,292	1,219	600		8,118
	3,713	391			569	659	770	2,208	3,702	4,477	4,442	2,448		23,379
50年	2,362	243			211	245	279	607	1,110	1,510	1,457	690		8,714
	4,673	486			447	555	642	1,623	3,313	5,066	5,258	2,800		24,863
51年														
52年														

◎ この資料は自治省調査にもとづくもので、当該年度末現在の加入者が対象である。

◎ 「総所得金額のないもの」の欄は(無いもの)・(不明のもの)・(過年度分にて賦課されたもの)の合計である。

◎ 上段の数字が世帯数、下段は被保険者数。

(7) 世帯別・被保険者別の保険税状況

(現年度分)

区分 年度	調定額 (円)	収納額 (円)	調定額		収納額	
			1世帯当り (円)	1人当り (円)	1世帯当り (円)	1人当り (円)
34	7,165,955	6,474,410	3,617	817	3,268	738
35	8,373,675	7,449,520	3,866	923	3,439	821
36	9,747,300	8,556,600	4,092	1,023	3,592	898
37	13,706,040	11,222,141	5,286	1,384	4,328	1,134
38	14,796,870	12,651,077	5,158	1,411	4,410	1,207
39	19,697,280	17,219,330	6,184	1,756	5,406	1,536
40	32,612,970	28,108,040	9,404	2,729	8,105	2,352
41	35,887,880	30,487,920	9,245	2,782	7,854	2,364
42	40,970,070	37,722,120	9,360	2,921	8,618	2,689
43	49,014,550	45,619,090	10,142	3,243	9,439	3,019
44	57,610,450	53,430,790	10,955	3,604	10,160	3,343
45	71,867,930	67,297,970	12,062	4,076	11,295	3,817
46	115,409,160	109,539,410	17,269	5,921	16,391	5,619
47	141,665,380	136,268,500	20,123	6,786	19,356	6,528
48	165,273,760	156,834,440	22,013	7,544	20,889	7,158
49	200,117,790	188,105,690	25,261	8,737	23,745	8,212
50	249,864,530	235,803,630	29,323	10,224	27,673	9,649

(8) 保険税の所得区分別世帯主数

区 分 年 度	給与所得者 世帯	営業所得者 世帯	農業所得者 世帯	その他の 事業所得者 世帯	その他の 所得者 世帯	総所得金額 のない者 世帯	所得不明者 世帯	計 世帯
44	(342) 1,811	(6) 867	(3) 239	(6) 237	(31) 807	(22) 705	(81) 841	(491) 5,507
45	(317) 2,354	(8) 914	(1) 198	(5) 257	(13) 675	(12) 591	(77) 1,275	(433) 6,264
46	(258) 2,362	(3) 1,056	(0) 175	(9) 294	(31) 1,136	(11) 480	(82) 1,299	(394) 6,802
47	(263) 2,660	(4) 1,133	(0) 98	(10) 336	(23) 913	(9) 394	(113) 1,680	(422) 7,214
48	(308) 3,022	(6) 1,299	(0) 110	(10) 345	(13) 819	(3) 405	(119) 1,706	(459) 7,706
49	(244) 3,383	(7) 1,453	(0) 116	(6) 392	(11) 809	(7) 607	(142) 1,358	(417) 8,118
50	(182) 3,501	(3) 1,511	(0) 92	(4) 441	(9) 807	(2) 682	(15) 1,680	(215) 8,714

◎ この資料は自治省調査にもとづくもので、当該年度末現在の加入者を対象としている。

◎ ()内はみなす世帯主数の再掲である。

8. 財 政

(1) 年度別歳入状況

区 分 年 度	国民健康保険税		国庫支出金		都支出金		繰入金		繰越金		諸収入		歳入合計
	歳入額	割合	歳入額	割合	歳入額	割合	歳入額	割合	歳入額	割合	歳入額	割合	
35	7,662,390	37.0	8,069,262	38.9	505,071	2.4	4,263,330	20.6	198,026	1.0	29,893	0.1	20,727,972
36	9,320,585	30.0	13,834,195	44.5	2,822,332	9.1	5,000,000	16.1	9,741	0.03	66,475	0.2	31,053,328
37	12,076,447	31.8	16,212,042	42.7	2,821,607	7.4	6,537,000	17.2	216,599	0.6	128,038	0.3	37,991,733
38	14,268,442	30.6	20,500,894	44.0	3,571,690	7.7	5,536,100	11.9	2,265,371	4.9	428,589	0.9	46,571,086
39	18,739,869	31.3	27,616,473	46.1	3,871,337	6.5	6,596,000	11.0	620,647	1.0	452,233	0.8	59,896,559
40	29,790,860	32.7	49,057,084	53.9	5,619,086	6.2	6,000,000	6.6	0	0	552,949	0.6	91,019,979
41	32,455,190	30.6	55,601,152	52.5	2,462,375	2.3	13,626,000	12.9	1,064,388	1.0	349,890	0.3	105,951,442
42	43,117,060	31.4	70,385,607	51.3	4,380,206	3.2	18,661,000	13.6	54,139	0.04	701,625	0.5	137,299,637
43	49,740,230	28.7	95,729,411	55.3	10,850,000	6.3	19,000,000	11.0	2,674,764	1.5	635,057	0.4	173,076,905
44	56,798,880	26.4	114,486,937	53.3	7,437,366	3.5	27,435,000	12.8	7,708,378	3.6	1,026,686	0.5	214,893,247
45	72,432,010	26.4	144,834,420	52.7	12,378,789	4.5	39,962,000	14.5	4,181,133	1.5	1,010,351	0.4	274,798,703
46	114,588,190	35.0	168,014,217	51.3	16,502,505	5.0	12,000,000	3.7	12,681,362	3.9	3,582,249	1.1	327,368,523
47	142,454,100	33.0	218,970,534	50.8	22,507,262	5.2	29,229,000	6.8	14,026,802	3.3	3,895,134	0.9	431,082,832
48	163,007,800	31.3	264,435,178	50.7	40,757,719	7.8	16,873,000	3.2	34,600,571	6.6	1,895,588	0.4	521,569,856
49	197,974,730	26.3	378,518,749	50.3	60,826,940	8.1	75,617,000	10.1	34,999,819	4.7	4,467,522	0.6	752,404,760
50	248,784,500	25.7	483,531,613	50.0	81,033,662	8.4	100,000,000	10.3	48,570,671	5.0	5,754,274	0.6	967,674,720

(2) 年度別歳出状況

区 分 年 度	総 務 費		療 養 給 付 費		療 養 費		その他の給付費		保 健 施 設 費		そ の 他 の 支 出		歳 出 合 計	翌年度繰越金	歳出合計 に対する 繰越金の 割合
	歳 出 額	割合	歳 出 額	割合	歳 出 額	割合	歳 出 額	割合	歳 出 額	割合	歳 出 額	割合			
35	2,388,607 ^円	11.5	16,467,309 ^円	79.5	166,479 ^円	0.8	249,000 ^円	1.2	1,212,593 ^円	5.9	234,243 ^円	1.1	20,718,231 ^円	9,741 ^円	0.05
36	2,165,338	7.0	26,517,744	86.0	246,510	0.8	384,000	1.2	1,253,044	4.1	270,093	0.9	30,836,729	216,599	0.70
37	2,006,949	5.6	30,974,749	86.7	248,210	0.7	381,500	1.1	1,602,166	4.5	512,788	1.4	35,726,362	2,265,371	6.34
38	2,624,963	5.7	40,221,249	87.5	352,857	0.8	472,000	1.0	2,023,624	4.4	255,746	0.6	45,950,439	620,647	1.35
39	4,222,550	6.8	53,678,132	87.0	295,666	0.5	1,099,186	1.8	2,371,334	3.8	37,810	0.1	61,704,678	△ 3,808,119	△ 6.17
40	5,790,442	6.4	75,715,604	84.1	520,465	0.6	1,165,981	1.3	2,899,368	3.2	3,863,731	4.3	89,955,591	1,064,388	1.18
41	6,985,914	6.6	93,690,575	88.5	398,436	0.4	1,271,092	1.2	3,208,036	3.0	343,250	0.3	105,897,303	54,139	0.05
42	10,539,198	7.8	118,298,740	87.9	462,852	0.3	1,591,198	1.2	3,602,724	2.7	130,161	0.1	134,624,873	2,674,764	1.99
43	12,024,721	7.3	148,823,550	90.0	575,032	0.3	2,275,636	1.4	1,454,382	0.9	215,206	0.1	165,368,527	7,708,378	4.66
44	17,581,656	8.3	183,075,787	86.9	1,041,485	0.5	3,825,611	1.8	4,655,688	2.2	531,887	0.3	210,712,114	4,181,133	1.98
45	20,164,408	7.7	229,212,862	87.4	963,380	0.4	5,700,925	2.2	5,623,866	2.1	451,900	0.2	262,117,341	12,681,362	4.84
46	23,039,780	7.4	277,400,292	88.5	1,038,179	0.3	7,070,433	2.3	2,456,646	0.8	233,639	0.7	313,341,721	14,026,802	4.47
47	28,783,881	7.3	355,406,816	89.6	1,549,864	0.4	7,098,337	1.8	2,740,380	0.7	90,298	0.2	396,482,261	34,600,571	8.72
48	41,058,807	8.4	431,120,489	88.6	1,851,182	0.4	8,543,416	1.8	3,328,138	0.7	668,005	0.1	486,570,037	34,999,819	7.19
49	54,242,201	7.7	611,126,635	86.8	3,353,228	0.5	34,081,795	4.8	—	—	1,030,230	0.1	703,834,089	48,570,671	6.90
50	60,374,975	6.9	755,599,549	85.8	6,708,214	0.8	56,411,249	6.4	—	—	1,230,610	0.1	880,324,597	87,350,123	9.92

9. 被保険者1人当り諸費

(1) 歳 入

年 度		41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
区 分											
(保険税現年度分調定額)		2,669	2,819	3,158	3,486	3,905	5,921	6,786	7,544	8,737	10,224
保険税現年度分収納額		2,268	2,595	2,940	3,233	3,657	5,619	6,528	7,158	8,212	9,649
(保険税滞納繰越分調定額)		590	740	528	422	410	355	369	333	447	532
保険税滞納繰越分収納額		141	363	252	188	261	231	260	242	386	476
収 納 額 計		2,409	2,958	3,192	3,421	3,918	5,850	6,788	7,400	8,598	10,125
国 庫 支 出 金	事務費負担金	251	307	334	391	450	515	564	672	859	1,145
	療養給付費負担金	3,780	4,423	5,741	6,391	7,259	7,972	9,764	11,191	15,017	17,793
	助産費補助金	11	14	13	47	63	74	71	64	131	102
	高額療養費補助金								41	432	648
	調整交付金	65	69	70	69	66	49	78	85	87	99
	保健婦補助金	29	29	10	30	31	11	13	16		
	計	4,136	4,842	6,168	6,928	7,869	8,621	10,490	12,069	16,526	19,787
都 支 出 金	事務費補助金	107	227	238	290	295	326	400	446	492	444
	給付費補助金	47	45	94	129	177	211	200	185	212	209
	高額療養費補助金								30	442	818
	老人医療助成に伴う保険者負担増補助金					169	154	253	704	994	1,409
	調整補助金						144	212	478	515	435
	保健婦設置費補助金	30	29	10	31	32	11	14	17		
	計	184	301	342	450	673	846	1,079	1,860	2,655	3,315
繰 入 金		1,013	1,284	1,224	1,660	2,171	616	1,400	770	3,301	4,092
繰 越 金		79	4	172	466	227	651	672	1,579	1,528	1,988
諸 収 入		55	48	41	62	55	184	187	87	195	235
合 計		7,876	9,437	11,139	12,987	14,913	16,768	20,616	23,765	32,803	39,542

(2) 歳 出

年 度 区 分		41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
総 務 費	総 務 管 理 費	439	604	674	766	865	920	1,072	1,553	2,056	2,090
	徴 税 費	53	90	72	256	198	230	263	263	261	330
	納 税 奨 励 費	28	31	29	42	33	31	44	58	52	51
	計	520	725	775	1,064	1,096	1,181	1,379	1,874	2,369	2,471
療 養 諸 費	療 養 給 付 費	6,968	8,139	9,590	11,079	12,454	14,231	17,025	19,678	26,681	30,919
	療 養 費	30	32	37	63	52	53	74	84	146	274
	審 査 支 払 手 数 料	24	27	30	32	39	48	52	64	91	116
	計	7,022	8,198	9,657	11,174	12,545	14,332	17,151	19,826	26,918	31,309
高 額 療 養 費									55	966	1,805
任 意 給 付 費	助 産 費	50	65	61	138	202	234	217	205	344	303
	葬 祭 費	21	17	18	20	28	34	29	25	51	55
	育 児 手 当 金			37	42	41	47	43	41	35	30
	計	71	82	116	200	271	315	289	326	1,396	2,193
償還金及び還付金		26	9	14	32	25	120	43	30	45	50
保 健 施 設 費		239	248	94	282	306	126	131	152		
合 計		7,878	9,262	10,656	12,752	14,243	16,074	18,993	22,208	30,728	36,023

10. 疾 病 分 類 統 計

(1) 疾病分類別受診状況（51年11月分レセプトによる。資格喪失等のレセプトは除いた。）

疾 病 分 類	受 診 件 数	日 数	費 用 額	受診件数比	費用額比	1 件当り 費 用 額
伝染病及び寄生虫病	件 179	日 523	円 1,077,923	% 1.61	% 1.50	円 8,602
新 生 物	83	397	4,011,060	0.75	3.91	48,326
内分泌・栄養及び代謝の 疾患	146	482	1,676,370	1.31	1.64	11,482
血液及び造血器の疾患	43	161	757,560	0.39	0.74	17,617
精 神 障 害	161	1,117	4,380,230	1.45	4.27	27,206
神経系及び感覚器の疾患	1,058	2,924	6,739,510	9.51	6.57	6,370
循 環 器 系 の 疾 患	1,629	6,117	23,320,890	14.64	22.75	14,316
呼 吸 器 系 の 疾 患	2,806	7,029	14,542,170	25.22	14.18	5,182
歯 の 疾 患	1,808	5,611	11,476,030	16.25	11.19	6,347
消 化 器 系 の 疾 患	817	2,560	11,886,710	7.34	11.59	14,549
性 尿 器 系 の 疾 患	296	985	3,809,530	2.66	3.72	12,870
妊娠分娩及び産褥の合併 症	120	300	1,437,750	1.08	1.40	11,981
皮膚及び皮下組織の疾患	747	1,783	3,015,310	6.71	2.94	4,036
筋骨格系及び結合組織の 疾患	559	3,284	6,991,830	5.02	6.82	12,507
先 天 異 常	14	69	269,360	0.13	0.26	19,240
周産期疾病及び死亡主要 原因	14	113	972,610	0.13	0.95	69,472
症状及び診断名不明確の 状態	225	542	2,044,970	2.02	2.00	9,088
不慮の事故、中毒及び暴力	421	1,621	3,661,890	3.78	3.57	8,698
総 計	11,126	35,618	102,533,670	100.00	100.00	-

(2) 年令別受診状況(51年11月分レセプトによる。資格喪失等の
レセプトは除いた。)

年令別	被保険者数	受診件数	日 数	費 用 額	受診件数比	費用額比
0～5才	2,899人	1,971件	5,064日	10,377,100円	17.72%	10.12%
6～10	2,398	1,082	2,620	4,218,280	9.72	4.11
11～15	1,923	530	1,286	2,297,610	4.76	2.24
16～20	1,380	317	932	2,055,400	2.85	2.00
21～25	1,393	331	977	2,755,380	2.98	2.69
26～30	2,326	616	1,954	6,105,730	5.54	5.95
31～35	2,386	690	2,159	5,550,010	6.20	5.41
36～40	2,143	630	1,876	6,129,230	5.66	5.98
41～45	1,927	624	2,051	6,293,200	5.61	6.14
46～50	1,368	460	1,571	4,284,780	4.13	4.18
51～55	1,105	498	1,845	5,613,910	4.48	5.48
56～60	1,102	525	1,816	5,472,880	4.72	5.34
61～65	1,261	734	2,250	6,467,520	6.60	6.31
66～70	1,075	955	3,909	15,206,830	8.58	14.83
71～75	633	636	2,757	9,945,040	5.72	9.70
76～80	377	367	1,786	6,267,160	3.30	6.11
81～85	141	119	545	2,265,940	1.07	2.21
86～90	52	34	167	993,660	0.31	0.97
91～95	15	4	46	212,600	0.04	0.21
96～100	1	3	7	21,410	0.03	0.02
総 計	25,905	11,126	35,618	102,533,670	100.00	100.00

(3) 過誤調整年度別状況

(点数は公費負担分も含む。)

区 分 年 度	被 保 険 者 資 格 関 係 の 過 誤 調 整												請 求 内 容 関 係 の 過 誤 調 整									合 計		
	資 格 喪 失			他 保 険 者			未加入者．記号 番 号 不 明 等			計			初 診 料 等 請求点数誤り			重 複 請 求			計					
	件数	点 数	保険者 負担額	件数	点 数	保険者 負担額	件数	点 数	保険者 負担額	件数	点 数	保険者 負担額	件数	点 数	保険者 負担額	件数	点 数	保険者 負担額	件数	点 数	保険者 負担額	件数	点 数	保険者 負担額
49	238	117,677	819,784	69	44,021	300,720	180	219,732	1,538,124	487	381,430	2,658,628	378	168,188	1,177,316	171	67,914	475,398	549	236,102	1,652,714	1,036	617,532	4,311,342
50	213	263,075	1,839,316	249	281,475.8	1,965,306	55	44,182	309,274	517	588,732.8	4,113,896	83	7,309	51,163	133	225,871	1,581,034	216	233,180	1,632,197	733	821,912.8	5,746,093

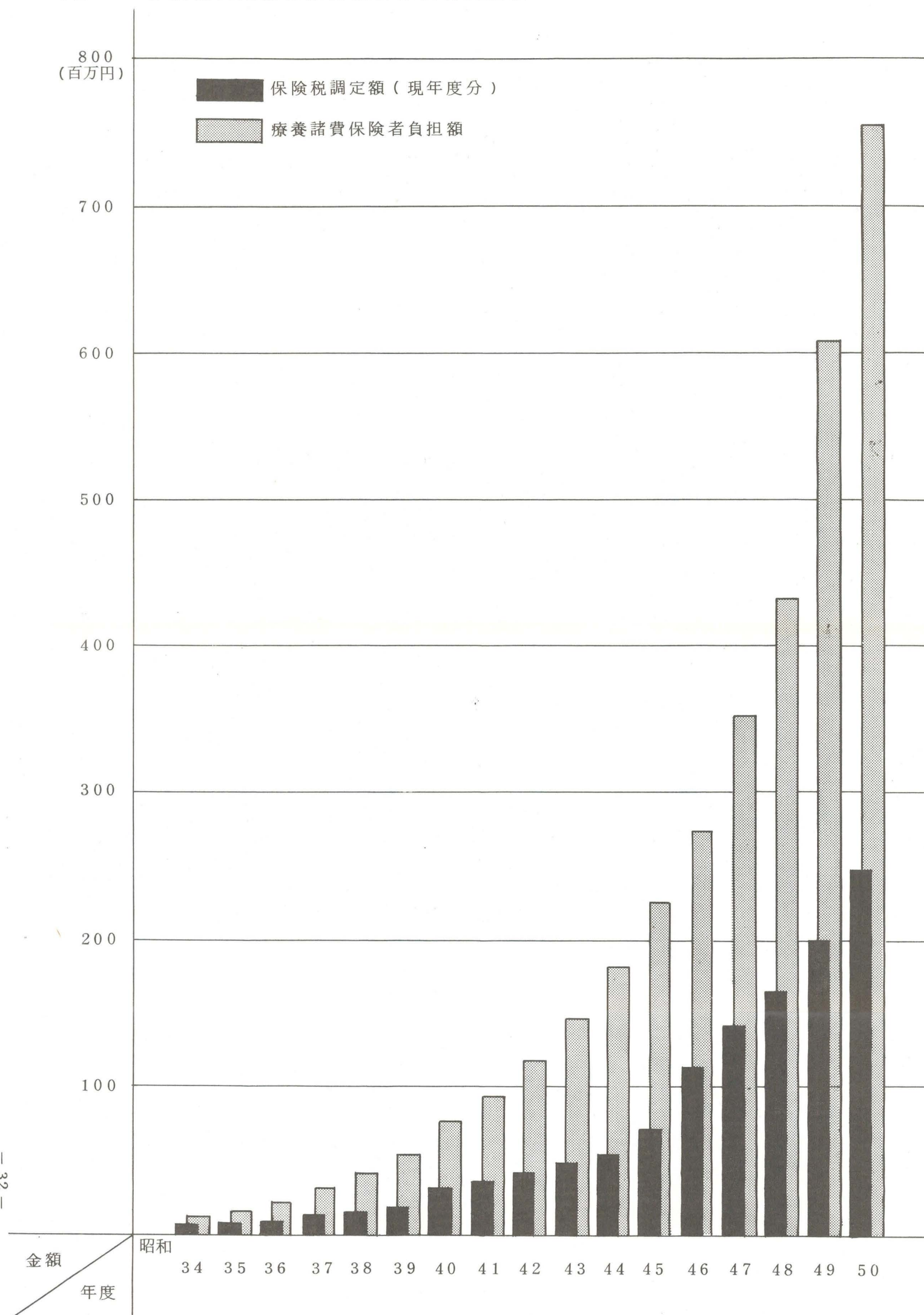
11. 不当利得，第三者行為の年度別状況

区 年 分	件 数	不当利得の返還額	件 数	第三者行為の納付額
39	— 件	52,964 円	— 件	21,884 円
40	—	65,879	0	0
41	—	154,513	—	127,904
42	—	137,775	—	72,163
43	86	217,169	2	133,789
44	—	390,530	4	321,465
45	—	467,746	—	69,854
46	3,934	4,326,831	0	0
47	167	948,488	3	568,173
48	669	1,673,885	1	50,596
49	638	1,917,664	2	728,178
50	748	3,495,609	0	0

11. 不当利得，第三者行為の年度別状況

区 分 年 度	件 数	不当利得の返還額	件 数	第三者行為の納付額
39	— 件	52,964 円	— 件	21,884 円
40	—	65,879	0	0
41	—	154,513	—	127,904
42	—	137,775	—	72,163
43	86	217,169	2	133,789
44	—	390,530	4	321,465
45	—	467,746	—	69,854
46	3,934	4,326,831	0	0
47	167	948,488	3	568,173
48	669	1,673,885	1	50,596
49	638	1,917,664	2	728,178
50	748	3,495,609	0	0

12. 保険税調定額と療養諸費保険者負担額



13.

一人当り保険税調定額と一人当り療養諸費保険者負担額

30,000
(円)

■ 一人当り保険税調定額（現年度分）
 ■ 一人当り療養諸費保険者負担額

25,000

20,000

15,000

10,000

5,000

金額

昭和

年度

34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

14. 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）A表(1)

（昭和50年度）

保険者記番号	13～42	保険者名	ヒノシ	事業開始年月日	昭和33年2月1日
--------	-------	------	-----	---------	-----------

1. 一般状況															
一部負担割合	イツパン 30% ケツセイ 0%						前年度末現在	本年度中増	本年度中減	本年度末現在	年間平均				
その他の給付 （金額）	助産 （20000）	育児 （2000）	葬祭 （10000）		世帯数		（417） 8,118	（32） 2,214	（234） 1,618	（215） 8,714	8,521				
本年度末現在 事務職員数	専任	兼任	任	本年度末現在	0	被保険者数	23,379	5,777	4,293	24,863	24,438				
	10	1	保健婦数												
本年度中増減 内訳 （被保険者数）	本年度中増						本年度中減								
	転入	社保離脱	生保廃止	出生	その他	計	転出	社保加入	生保開始	死亡	その他	計			
	2,000	3,222	99	393	63	5,777	1,500	2,347	182	238	26	4,293			
異動届書件数	取得届	2,957		喪失届	2,357		世帯変更届	164		世帯主変更届	245		計	5,723	

2. 経理状況												
収 入				支 出								
科 目		予 算 現 額		決 算 額		科 目		予 算 現 額		決 算 額		
保 險 料（税）		243,174,000円		248,784,500円		総 務 費		61,066,000円		60,374,975円		
一 部 負 担 金		-		-		保 險 給 付 費	療 養 の 給 付	755,763,000		755,599,549		
国 庫 支 出 金	事 務 費 負 担 金	23,402,000		27,979,647			療 養 費	7,400,000		6,708,214		
	療 養 給 付 費 負 担 金	427,795,000		434,814,966			小 計	763,163,000		762,307,763		
	普 通 調 整 交 付 金	-		-			費 手 数 料	2,939,000		2,831,339		
	特 別 調 整 交 付 金	2,044,000		2,420,000			高 額 療 養 費	45,000,000		44,102,910		
	助 産 費 補 助 金	3,533,000		2,486,000			助 産 諸 費	10,600,000		7,400,000		
	保 健 婦 補 助 金	-		-			育 児 諸 費	1,060,000		732,000		
	臨 時 調 整 補 助 金	-		-			葬 祭 諸 費	1,800,000		1,345,000		
	臨時財政調整交付金（高額）	22,500,000		15,831,000			そ の 他	-		-		
	臨時財政調整交付金（財調）	-		-								
	特別療養給付費補助金	-		-		計	824,562,000		818,719,012			
計		479,274,000		483,531,613		保 健 施 設 費		-		-		
都 道 府 県 支 出 金		70,833,000		81,033,662		直 診 勘 定 繰 出 金		-		-		
繰 入 金		一般会計（市町村費補助）		100,000,000		公 債 費		375,000		0		
基 金 等		-		-		そ の 他 の 支 出		58,001,000		1,230,610		
直 診 勘 定		-		-		前 年 度 繰 上 充 用 金		-		-		
繰 越 金		48,570,000		48,570,671								
そ の 他 の 収 入		2,153,000		5,754,274								
合 計		944,004,000		967,674,720		合 計		944,004,000		880,324,597		
収 支 差 引 残		87,350,123		基金等保有額		- 円		市町村債（組合債）		- 円		
収 納 状 況			調 定 額		収 納 額		不 納 欠 損 額		未 収 額		収 納 率	
	保 險 料（税）	現 年 分	249,864,530 円		235,803,630 円		- 円		14,060,900 円		94.37 %	
		滞 納 繰 越 金	12,999,570		11,628,260		107,100		1,264,210		89.45	
		計	262,864,100		247,431,890		107,100		15,325,110		94.13	
支 払 状 況	一 部 負 担 金	計	-		-		-		-		-	
		現 年 分（再掲）	-		-		-		-		-	
	療 養 の 給 付	支 払 義 務 額		支 払 済 額		徴 収 金 等		戻 入 未 済 額		未 払 額		
		現 年 度 分	753,692,405 円		755,599,549 円		1,907,144 円		- 円		- 円	
		過 年 度 分	-		-		-		-		-	
		計	753,692,405		755,599,549		1,907,144		-		-	
	療 養 費	現 年 度 分	6,708,214		6,708,214		-		-		-	
		過 年 度 分	-		-		-		-		-	
		計	6,708,214		6,708,214		-		-		-	
	高 額 療 養 費		43,938,528		44,102,910		164,382		-		-	
その他の保険給付費		9,477,000		9,477,000		-		-		-		
合 計		813,816,147		815,887,673		2,071,526		-		-		
備 考		還 付 未 済 額										
		現 年 分	1,283,240									
		滞 納 繰 越 分	69,370									
		計	1,352,610									

14. 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）A表(2)

（昭和 50 年度）

保険者記番号	13-42	保 険 者 名	ヒノシ
--------	-------	---------	-----

3. 経理関係諸率

収 入 （被保険者1人当たり諸費）			支 出 （被保険者1人当たり諸費）		
保 險 料 （税）			総 務 費	2,471 円	
国 庫 支 出 金	事 務 費 負 担 金	1,145	療 養 諸 費 （小 計）	31,194	
	療 養 給 付 費 負 担 金	17,793	手 数 料	116	
	普 通 調 整 交 付 金	-	保 險 給 付 費 計	33,502	
	特 別 調 整 交 付 金	99	保 健 施 設 費	-	
	助 産 費 補 助 金	102	前 年 度 繰 上 充 用 金	-	
	保 健 婦 補 助 金	-			
	臨 時 調 整 補 助 金	-			
	臨時財政調整交付金（高額）	648			
	臨時財政調整交付金（財調）	-			
	特 別 療 養 給 付 費 補 助 金	-			
計		19,786			
都 道 府 県 支 出 金					
一 般 会 計 繰 入 金					
繰 越 金					
合 計			合 計	36,023	
収 支 差 引 残					
1世帯当たり保険料(税)調定額（現年分）			1人当たり保険料（税）調定額（現年分）	10,224 円	
1人当たり保険料（税）収納額（現年分）			1 人 当 た り 未 払 額	- 円	

保 險 料 別 保 險 税 の 別	料 ・ 税	保険料（税）賦課方式				4 方式	3 方式	2 方式	そ の 他	保険料（税） 徴 収 回 数	6 回
保 險 料 （税） 算 定 額 及 び 割 合					減 免 等 に よ る 額	保 険 料（税） 軽 減 額	賦課限度額 を 超 え る 額	増 減 額	調 定 額		
所 得 割 額	資 産 割 額	均 等 割 額	平 等 割 額	計							
千円 256,615 % 76.54	千円 47,176 % 14.07	千円 19,755 % 5.89	千円 11,708 % 3.50	千円 335,254 % 100	千円 6,997	千円 2,420	千円 80,621	千円 4,649	千円 249,865		
料（税）率及び 賦課限 度 額	所得割の料（税）率		資産割の料（税）率		均 等 割 の 額		平 等 割 の 額		そ の 他	賦 課 限 度 額	
	%		%		円		円		円	円	
	2.5		25		800		1,400		－	120,000	
課税対象額 （数）	所得割の対象額		資産割の対象額		課税対象世帯数		保 険 料（税） 軽 減 世 帯 数		賦 課 限 度 額 を 超 え る 世 帯 数		課 税 対 象 被 保 険 者 数
	千円 10,264,581		千円 188,703		8,363		1,366		416		24,694
所 得 割 の 算 定 基 礎	① 課税総所得金額（基礎 控除）			(ロ) 課税総所得金額（各種 控除）			(ハ) 市町村民税の 所 得 割 額			(ニ) 市町村民税額等	(ホ) そ の 他
資 産 割 の 算 定 基 礎	(イ) 固 定 資 産 税 等				㊦ 固 定 資 産 税 の う ち 土 地 家 屋 に 係 る 部 分 の 額				(ハ) そ の 他		
備 考											

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表

（昭和 50 年度）

保険者記番号	13-42	保険者名	ヒノシ
--------	-------	------	-----

1. 保険給付状況

		件数	費用額			件数	費用額
療養の給付	診療費	135,222	1,078,641,066 円	その他の保険給付	高額療養費	1,665	43,938,528 円
	薬剤支給	(1,521) 975	3,575,322		助産給付	370	7,400,000
	計	136,197	1,082,216,388		育児手当	366	732,000
療養費	診療費	39	360,130		葬祭給付	135	1,345,000
	その他	1,007	10,177,240				
	計	1,046	10,537,370				
療養諸費計		137,243	1,092,753,758	計		871	9,477,000

被保険者1人当たり療養諸費費用額 44,715 円

被保険者1人当たり療養諸費保険者負担額 31,116 円

2. 療養諸費費用額負担区分

	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分	
				他法優先	国保優先
療養の給付	1,082,216,388 円	752,692,405 円	274,471,792 円	6,608,921 円	47,443,270 円
療養費	10,537,370	6,708,214	2,319,109	986,990	523,057
計	1,092,753,758	760,400,619	276,790,901	7,595,911	47,966,327

3. 療養の給付（診療費）内訳

	件数	日数	点数	費用額	受診率	1件当たり 日数	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額
入院	3,010	53,132	36,493,241.0	364,932,410 円	12.317	17.65	121,240 円	14,933 円
入院外	110,824	310,009	59,260,809.0	592,603,076	453.490	2.80	5,347	24,249
歯科	21,388	64,865	12,110,558.0	121,105,580	87.519	3.03	5,662	4,956
計	135,222	428,006	107,864,608.0	1,078,641,066	553.327	3.17	7,977	44,138

4. 高額療養費負担区分

件数	費用額	保険者負担分	高額療養費	被保険者負担分	他法負担分	
					他法優先	国保優先
1,665	313,028,463	219,104,640	43,938,528	25,740,000	35,295	24,210,000

5. 世帯主の結核性疾患等にかかる療養諸費（国保組合）

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担分	他法負担分	
					他法優先	国保優先
療養の給付	円	円	円	円	円	円
療養費						
計						

15 日野市国民健康保険条例

(昭和34年4月1日条例第4号)

改正 昭和34年 9月10日条例第11号
昭和34年 12月18日条例第28号
昭和35年 10月12日条例第15号
昭和36年 4月 4日条例第32号
昭和37年 4月10日条例第 1号
昭和37年 10月12日条例第 9号
昭和38年 4月 3日条例第15号
昭和38年 10月 9日条例第10号
昭和38年 11月 7日条例第 2号
昭和39年 3月31日条例第35号
昭和39年 10月10日条例第 8号
昭和40年 6月20日条例第 9号
昭和40年 10月15日条例第22号
昭和41年 6月28日条例第 6号
昭和42年 10月 3日条例第31号
昭和43年 4月 4日条例第 7号
昭和43年 7月 8日条例第15号
昭和44年 7月 1日条例第14号
昭和45年 4月 3日条例第 4号
昭和45年 7月 3日条例第21号
昭和46年 3月31日条例第 4号
昭和46年 7月23日条例第29号
昭和47年 4月10日条例第13号
昭和47年 10月 7日条例第34号
昭和48年 10月17日条例第25号
昭和48年 12月28日条例第34号
昭和49年 4月12日条例第17号
昭和49年 6月27日条例第35号
昭和49年 10月 9日条例第40号
昭和50年 4月 7日条例第 7号
昭和50年 7月21日条例第21号
昭和50年 12月27日条例第42号
昭和51年 4月 7日条例第 9号
昭和51年 6月30日条例第22号

目次

第1章 この市が行う国民健康保険(第1条)

第2章 国民健康保険運営協議会(第2条・第3条)

第3章 被保険者（第4条・第4条の2）

第4章 保険給付（第5条－第5条の7）

第5章 保健施設（第6条－第8条）

第6章 国民健康保険税（第9条－第20条）

第7章 雑則（第21条）

第8章 罰則（第22条・第23条）

附則

第1章 この市が行う国民健康保険

（この市が行う国民健康保険）

第1条 この市が行う国民健康保険については法令に定があるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 国民健康保険運営協議会

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- | | |
|-----------------------------|----|
| 1 被保険者を代表する委員 | 3人 |
| 2 国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師を代表する委員 | 3人 |
| 3 公益を代表する委員 | 3人 |

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は規則で定める。

第3章 被保険者（昭和48条例34・改称）

（被保険者とする外国人）

第4条 本市に外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき登録されている者は、被保険者とする。

（昭和48条例34・全改）

（被保険者としない者）

第4条の2 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに収容され、若しくは収容を委託されている者のうち、

別に市長が定める基準に該当するものは、被保険者としなない。

- 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童及び里親に委託されている児童のうち、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のない者は、被保険者としなない。

（昭和48条例34・全改）

第4章 保険給付（昭和38条例10・旧第3章繰下）

（一部負担金等）

- 第5条 療養取扱機関について療養の給付を受ける被保険者は、当該給付に要する費用の額の百分の30に相当する額を、一部負担金として、当該給付を受ける際当該療養取扱機関に支払わなければならない。

（昭和39条例8・全改）

- 第5条の2 看護及び移送につき、療養の給付を受ける被保険者は、当該給付に要する費用の百分の30に相当する額を、一部負担金として、当該給付を受ける際市に納付しなければならない。

（昭和39条例8・全改）

- 第5条の3 前2条の規定にかかわらず、結核予防法（昭和26年法律第96号）第34条及び第35条並びに精神衛生法（昭和25年法律第123号）第32条の規定により、医療に関する給付を受ける被保険者は、当該規定の適用を受ける医療、看護及び移送について一部負担金を支払うことを要しない。

（昭和38条例10・追加、昭和44条例14・一部改正）

- 第5条の4 精神衛生法第31条の規定により、費用の徴収が行われた場合において、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第56条第2項の規定により、被保険者に対して支給する額は、一部負担金の支払いを要しないものとして算定した額とする。

（昭和38条例10・追加、昭和44条例14・一部改正）

（助産費）

- 第5条の5 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、助産費として4万円を支給する。

(昭和 3 9 条例 3 5 ・全改、昭和 4 4 条例 1 4 ・昭和 4 9 条例 1 7 ・昭和
5 1 条例 9 ・一部改正)

(葬祭費)

第 5 条の 6 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費と
して 1 万円を支給する。

(昭和 3 6 条例 3 2 ・一部改正、昭和 3 8 条例 1 0 ・旧第 5 条繰下、昭和
3 9 条例 3 5 ・昭和 4 5 条例 4 ・昭和 4 9 条例 1 7 ・一部改正)

(育児手当金)

第 5 条の 7 被保険者が出産した場合においてその出生児を育てたときは、当該被
保険者の属する世帯の世帯主に対し育児手当金として 2000 円を支給する。

(昭和 4 3 条例 7 ・追加)

第 5 章 保健施設 (昭和 3 8 条例 1 0 ・旧第 4 章繰下)

(保健施設)

第 6 条 この市は、保険給付又は被保険者の健康の保持増進のため次に掲げる施設
をする。

- 1 保健婦
- 2 衛生教育
- 3 伝染病、寄生虫病その他の疾病の予防
- 4 健康診断
- 5 母性及び乳幼児の保護
- 6 栄養改善
- 7 その他保険給付又は被保険者の健康の保持増進のため必要な施設

(昭和 3 6 条例 3 2 ・昭和 4 0 条例 2 2 ・昭和 4 3 条例 7 ・一部改正)

第 7 条 前条に定めるもののほか、保健施設に関して必要な事項は、別にこれを定
める。

第 8 条 被保険者でない者に第 6 条の保健施設を利用させる場合における利用料に
ついては別に定める。

第 6 章 国民健康保険税 (昭和 3 8 条例 1 0 ・旧第 5 章繰下)

(納税義務者)

第 9 条 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し課する。

2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であって当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。

(課税額)

第 10 条 前条の者に対して課する国民健康保険の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 12 万円をこえる場合においては、課税額は 12 万円とする。

(昭和 46 条例 29 ・ 昭和 50 条例 7 ・ 一部改正)

(所得割額)

第 11 条 前条の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法

(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。) 第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額 (総所得金額中に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号) 第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額から当該給与所得に係る収入金額の百分の 5 の金額 (その金額が 2 万円をこえるときは 2 万円) を控除した金額によるものとする。 (以下第 16 条の 2 において同じ。)) 及び山林所得金額の合計額から、法第 314 条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額に百分の 2.5 を乗じて算定する。

2 前項の場合における法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額又は山林所得金額の計算については、法第 313 条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定を適用せず、又所得税法第 57 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定の例によらないものとする。

3 第 1 項の場合における法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第 313 条第 9 項中、雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

(昭和 4 0 条例 9 ・全改、昭和 4 0 条例 2 2 ・昭和 4 1 条例 6 ・昭和 4 3 条例 7 ・昭和 4 3 条例 1 5 ・一部改正)

(資産割額)

第 1 2 条 第 1 0 条の資産割額は、当該年度分の固定資産税 (土地及び家屋に係る部分の額) に百分の 2 5 を乗じて算定する。

(昭和 4 3 条例 1 5 ・昭和 4 5 条例 2 1 ・昭和 4 6 条例 4 ・一部改正)

(被保険者均等割額)

第 1 3 条 第 1 0 条の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について、8 0 0 円とする。

(昭和 4 3 条例 1 5 ・全改、昭和 4 6 条例 4 ・一部改正)

(世帯別平等割額)

第 1 3 条の 2 第 1 0 条の世帯別平等割額は、1 世帯について 1, 4 0 0 円とする。

(昭和 4 3 条例 1 5 ・追加、昭和 4 6 条例 4 ・一部改正)

(賦課期日)

第 1 4 条 国民健康保険税の賦課期日は 4 月 1 日とする。

(昭和 3 7 条例 1 ・一部改正)

(納期)

第 1 5 条 国民健康保険税の納期は、左の通りとする。ただし、第 1 6 条第 1 項及び第 3 項の規定によって課する国民健康保険税の納期は、納税通知書の定めるところによる。

第 1 期 4 月 1 日から同月 3 0 日まで

第 2 期 6 月 1 日から同月 3 0 日まで

第 3 期 8 月 1 日から同月 3 1 日まで

第 4 期 1 0 月 1 日から同月 3 1 日まで

第 5 期 1 2 月 1 日から同月 2 8 日まで

第 6 期 翌年 2 月 1 日から同月末日まで

2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず同項に規定する期間内において、別に納期を定め

ることができる。

(昭和38条例15・昭和41条例6・昭和48条例34・一部改正)

(納税義務の発生消滅等に伴う賦課)

第16条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第10条(第17条又は第17条の2の規定による減額が行なわれた場合には、当該減額した額とする。以下本条において同じ。)の額を課する。

2 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日の属する月の前月まで、月割をもって算定した第10条の額を課する。

3 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者(当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。)となった者がある場合には、当該被保険者となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第10条の額から当該被保険者となった者が当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る第10条の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

4 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第10条の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る第10条の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

(昭和35条例15・昭和38条例2・昭和41条例6・昭和43条例

15・昭和51条例22・一部改正)

(徴収の特例)

第16条の2 国民健康保険税の算定の基礎に用いる法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額が確定しないため当該年度分の国民健

康保険税額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき国民健康保険税に限り、国民健康保険税の納税義務者について、その者の前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては当該前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る国民健康保険税として徴収する。

- 2 前項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合において、当該国民健康保険税額が当該年度分の国民健康保険税額に満たないこととなるときは、当該年度分の国民健康保険税額が確定した日以後の納期においてその不足税額を徴収し、すでに徴収した国民健康保険税額が当該年度分の国民健康保険税額をこえることとなるときは、法第17条又は法第17条の2の規定の例によって、その過納額を還付し、又は当該義務者の未納に係る徴収金に充当する。

（昭和37条例1・昭和38条例2・昭和40条例9・昭和41条例6・

昭和43条例7・一部改正）

（徴収の特例に係る税額の修正の申出等）

- 第16条の3** 前条第1項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合において、当該年度分の国民健康保険税額が前年度の国民健康保険税額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によって国民健康保険税を徴収されることとなる者は、第18条の納税通知書の交付を受けた日から30日以内に市長に前条第1項の規定によって徴収される国民健康保険税額の修正を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の国民健康保険税額の見積額を基礎として、前条第1項の規定によって徴収する国民健康保険税額を修正しなければならない。

（昭和38条例2・一部改正）

（税額の軽減）

- 第17条** 第9条第2項の世帯主に対して課する国民健康保険税の額は、第10条

の課税額から次の各号に掲げる額の合計額を減額したものとする。

1 当該世帯主の均等割額

2 当該世帯主の所得割額及び資産割額の合計額をその世帯構成人員数で除して得た額に当該世帯の被保険者でない者（当該世帯主を含む。）の数を乗じて得た額

（昭和41条例6・昭和49条例40・一部改正）

（国民健康保険税の減額）

第17条の2 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第10条の課税額から当該各号に掲げる額を減額したものとする。

1 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

イ 被保険者均等割額 被保険者（第9条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 480円

ロ 世帯別平等割額 1世帯について 840円

2 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者（当該納税義務者を除く。）1人につき地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の18第1項に規定する金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

イ 被保険者均等割額 被保険者（第9条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 320円

ロ 世帯別平等割額 1世帯について 560円

（昭和38条例2・追加、昭和40条例9・昭和40条例22・昭和41条例6・昭和42条例31・昭和43条例7・昭和43条例15・昭和44条例14・昭和45条例21・昭和46条例29・昭和47条例13・昭和47条例34・昭和48条例25・昭和49条例35・昭和50条例21・一部改正）

(国民健康保険税の納税通知書)

第18条 国民健康保険税の納税通知書の様式は、市長が別に規則で定める。

(昭和38条例2・全改)

(国民健康保険税の減免)

第19条 市長は、国民健康保険税の納税義務者のうち、災害その他特別の事情がある者で当該納税義務者の申請により若しくは特に必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減免することができる。

(昭和41条例6・全改)

(納期限後に納付する国民健康保険税に係る延滞金)

第19条の2 納税者は、納期限後にその国民健康保険税を納付する場合において、当該税額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間について年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付しなければならない。

(昭和42条例31・追加、昭和45条例21・一部改正)

第20条 この章に定めるもののほか国民健康保険税の賦課徴収については日野市市税条例の定めるところによる。

第7章 雑則 (昭和38条例10・旧第6章繰下)

第21条 削除 (昭和39条例8)

第8章 罰則 (昭和38条例10・旧第7章繰下)

第22条 この市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合において、その者に対し、2,000円以下の過料を科する。

第23条 この市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに国民健康保険法第103条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、2,000円以下の過料を科す。

第24条 この市は、偽りその他不正の行為により一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第25条 第3条の過料の額は情状により、市長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和34年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は同年1月1日から適用する。

2 削除 (昭和36条例32)

3 削除 (昭和36条例32)

(関係条例の廃止と訂正)

4 国民健康保険法の制定に伴う日野町国民健康保険事業の応急措置に関する条例(日野町条例第38号)は廃止する。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 昭和50年度から昭和56年度までの各年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第34条第1項の譲渡所得を有する場合に於ける第11条第1項及び第3項、第16条の2第1項並びに第17条の2の規定の適用については、これらの規定(第11条第3項を除く。)中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と第11条第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(昭和45条例21・追加、昭和50条例21・一部改正)

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 前項の規定は世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条第1項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前

項中「法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは、「法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と読み替えるものとする。

(昭和45条例21・追加)

(みなし法人課税を選択した場合に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 昭和50年度から昭和54年度までの各年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第33条の2の規定の適用を受ける場合における第11条、第16条の2、第1項及び第17条の2の規定の適用については、第11条及び第16条の2第1項中「法第314条の2第1項に規定する総所得金額」とあるのは「法第314条の2第1項に規定する総所得金額(法附則第33条の2の規定の適用を受ける者については、その者が同条の規定の適用を受ける者でないものとして算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額)」と、第17条の2中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(法附則第33条の2の規定の適用を受ける者については、その者が同条の規定の適用を受ける者でないものとして算定した法第703条の5に規定する総所得金額)」とする。

(昭和49条例40・追加)

(土地の譲渡等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第33条の3第1項の事業所得又は雑所得を有する場合における第11条、第16条の2第1項及び第17条の2の規定の適用については、これらの規定(第11条第2項及び第3項を除く。)中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第11条第2項及び第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(昭和49条例40・追加)

付 則(昭和34年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和34年度分の国民健康保険税から適用す

る。

付 則（昭和 34 年条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 35 年条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行し、第 1 条については、昭和 35 年 4 月 1 日から適用し、第 2 条については昭和 35 年 10 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 36 年条例第 32 号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 37 年条例第 1 号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 37 年条例第 9 号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 37 年 12 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 38 年条例第 15 号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 38 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 38 年条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 38 年 10 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 38 年条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 38 年度分の国民健康保険税から適用する。

付 則（昭和 39 年条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 39 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 39 年条例第 8 号）

この条例中第 13 条及び第 21 条の改正規定は公布の日から、第 5 条及び第 5 条の 2 の改正規定は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定は、昭和 39 年度分の国民健康保険税から適用する。

付 則（昭和 40 年条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 40 年度分の国民健康保険税から適用する。

付 則（昭和40年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、第6条については昭和40年7月1日から適用し、第11条及び第17条の2については、昭和40年4月1日から適用する。

付 則（昭和41年条例第6号）

この条例は、昭和41年4月1日から施行し、昭和41年度分の国民健康保険税から適用する。

付 則（昭和42年条例第31号）

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（減額に関する規定の適用）

第2条 改正後の市国民健康保険条例第17条の2第2号の規定は、昭和42年度分の国民健康保険税から適用し、昭和41年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例による。

（延滞金の算定に関する規定の適用）

第3条 改正後の市国民健康保険条例第19条の2の規定は、昭和42年6月1日以降に納付すべき期限が到来した国民健康保険税に係る延滞金については、なお従前の例による。

付 則（昭和43年条例第7号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の市条例（以下「新条例」という。）の規定中第5条の7に関する部分は、昭和43年4月1日以後の被保険者の出産に係るものから適用する。
- 3 新条例第6条の規定は、昭和43年4月1日から適用し、その他の規定については昭和43年度分の国民健康保険税から適用し、昭和42年度までの国民健康保険税についてはなお従前の例による。

付 則（昭和43年条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の日野市国民健康保険条例の規定は、昭和43年度分の国民健康保険税から適用し、昭和42年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

付 則(昭和44年条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、5条の3、5条の4については昭和44年8月1日から施行し、5条の5については昭和44年9月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の日野市国民健康保険条例の規定は、昭和44年度分の国民健康保険税から適用し、昭和43年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

付 則(昭和45年条例第4号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

付 則(昭和45年条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の日野市国民健康保険条例(以下「新条例」という。)の規定は、昭和45年度分の国民健康保険税から適用し、昭和44年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(長期譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定の適用)

- 3 新条例付則第5項及び第6項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者について地方税法等の一部を改正する法律(昭和44年法律第16号)附則第15条又は地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第19条の規定により適用される法附則第34条又は第35条の規定の適用がある場合には昭和45年度分の国民健康保険税についても適用する。この場合に於て

新条例付則第 5 項中「昭和 4 6 年度から」とあるのは「昭和 4 5 年度から」とする。

付 則（昭和 4 6 年度条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の日野市国民健康保険条例の規定は、昭和 4 6 年度分の国民健康保険税から適用し、昭和 4 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

付 則（昭和 4 6 年条例第 2 9 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条の 2 については、昭和 4 6 年 6 月 1 日から適用する。

（適用区分）

- 2 改正後の日野市国民健康保険条例の規定は、昭和 4 6 年度分の国民健康保険税から適用し、昭和 4 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

付 則（昭和 4 7 年条例第 1 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 4 7 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 4 7 年度条例第 3 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の市国民健康保険条例第 1 7 条の 2 第 2 号の規定は、昭和 4 7 年度分の国民健康保険税から適用し、昭和 4 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

付 則（昭和 4 8 年条例第 2 5 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の市国民健康保険条例第17条の2第2号の規定は、昭和48年度分の国民健康保険税から適用し、昭和47年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

付 則（昭和48年条例第34号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、第5条の8及び第5条の9の規定については、昭和48年12月1日から適用する。

付 則（昭和49年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

付 則（昭和49年条例第35号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の 野市国民健康保険条例第17条の2第2号中の規定は、昭和49年度分の国民健康保険税から適用し、昭和48年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

付 則（昭和49年条例第40号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 次項に定めるものを除き、改正後の日野市国民健康保険税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、昭和49年度分の国民健康保険税から適用し、昭和48年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（みなし法人課税を選択した場合に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定の適用）

3 新条例付則第7項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者について地方税法の一部を改正する法律（昭和49年法律第19号）附則第

17条第1項の規定により適用される法附則第33条の2の適用がある場合には、昭和49年度分の国民健康保険税についても適用する。この場合において、新条例付則第7項中「昭和50年度」とあるのは、「昭和49年度」とする。

付 則（昭和50年条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の日野市国民健康保険条例第10条の規定は、昭和50年度分の国民健康保険税から適用し、昭和49年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

付 則（昭和50年度条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 改正後の日野市国民健康保険条例の規定は、昭和50年度分の国民健康保険税から適用し、昭和49年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

付 則（昭和50年条例第42号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

付 則（昭和51年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の日野市国民健康保険条例の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

付 則（昭和51年条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の日野市国民健康保険条例の規定は、昭和51年度分の国民健康保険税から適用し、昭和50年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

日野市国民健康保険運営協議会規則

(昭和33年4月29日規則第9号)

(この規則の目的)

第1条 この規則は日野市国民健康保険条例第3条に基き、日野市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(協議会の職務)

第2条 協議会は市長の諮問に応じて左の事項を審議する。

- 1 一部負担金の負担割合に関すること。
- 2 保険税の賦課方法に関すること。
- 3 療養の給付期間に関すること。
- 4 保険給付の種類及び内容に関すること。
- 5 保険施設の実施大綱の策定に関すること。
- 6 その他国民健康保険事業運営に関する重要事項

2 協議会は市民の諮問を受けたときは会議をその都度開き速かに答申しなければならない。

3 市長は諮問事項について予め会長に通知しなければならない。

(委員の委嘱及び辞任)

第3条 委員は市長が委嘱する。

2 委員を辞職しようとするときは事由を具して市長に届出なければならない。

(書記)

第4条 協議会に書記を置き市長がこれを命ずる。

2 書記は会長の指揮を受け、庶務に従事する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は会長が招集する。

(協議会の議長)

第6条 協議会の議長は会長とする。

(会議の定足数)

第7条 会議は委員定数の2分の1以上が出席し、かつ条例第2条各号に規定する委員の1人以上が出席していなければ開催することができない。

（議決の方法）

第8条 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第9条 委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関係する事項についてはその議事に加わることができない。

（関係職員の出席及び資料の提出）

第10条 議長は議事に関して必要と認めたときは、市長又は関係職員に対して説明を求め、又は関係資料を提出させることができる。

（会議録の作成保存）

第11条 議長は書記をして会議録を調製し、これを保存させなければならない。

（会議録の署名）

第12条 前条の会議録は議長及び議長の指名する2人以上の委員が署名するものとする。

付 則

この規則は、昭和34年4月1日から施行する。

16 日野市国民健康保険一部負担金 減免等についての取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（以下「法」という。）第44条第1項及び第52条第3項の規定に基づき、日野市国民健康保険において一部負担金の減額、免除及び徴収の猶予を実施し、生活困難等の理由により一部負担金の支払が困難な被保険者の負担を軽減するために必要な事項を定めるものとする。

(対象及び要件)

第2条 この要綱の対象となる世帯は、一部負担金の支払の義務を有する世帯主が、その利用し得る資産能力の活用を図ったにもかかわらず次の各号の一に該当したことによりその生活が、一時的に著しく困難となった場合において必要があると認められるときに適用する。

- (1) 震災、風水害、火災その他これに類する災害により世帯主が死亡し、若しくは障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (3) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

(減免等の期間)

第3条 前条の規定に該当する世帯について、保険者は、一部負担金の減免、徴収の猶予の期間を次の各号により定めるものとする。

- (1) 一部負担金の減免の期間は3月以内とする。
 - (2) 一部負担金の徴収の猶予期間は、当該世帯主から申請のあった日を起算日とし6月以内とする。
- 2 当該疾病の期間が、3月以上にわたるものとあらかじめ見込まれるものについては、第1次的に生活保護法の適用をうけるよう指導するものとする。

(申請手続及び受理)

第4条 一部負担金の減免又は徴収猶予を受けようとする当該世帯主は、あらかじめ

め一部負担金免除、減額、徴収猶予申請書（第1号様式）に次の各号に定める証明書を添えて保険者に申請しなければならない。

- (1) 療養取扱機関の意見書（第2号様式）
- (2) 当該世帯員中に事業所に勤務する者のある場合
給与証明書（第3号様式）
- (3) 前号に定める者以外の者の場合
収入・無収入申告書（第4号様式）
- (4) 当該世帯員中に修学している者のある場合
通学（在学）証明書（第5号様式）
- (5) 当該世帯員が借地、借家又は借間に居住している場合
地代、家賃、間代証明書（第6号様式）

2 保険者は、前項の規定により申請書を受理した場合は、申請者の世帯及び関係医療機関について調査を行い、当該世帯の生活実態を確実に把握し、負担能力を適正に判断し、申請の事由が事実と相違ないかどうかを確認するものとする。

3 保険者は、前項に規定する調査を行うについて、必要に応じて法第113条の規定に基づき当該世帯主に対し、文書その他の提出を求めることができ、又職員に質問させることができるものとする。

第5条 保険者は、措置の可否を決定するには原則として当該世帯の実収月額を、当該世帯及び世帯員について、一部負担金免除、減額、徴収猶予認定基準表（第7号様式）のそれぞれ該当する基準額の合計額と一部負担金所要額を合算した額と比較して認定を行うものとし、次の各号により算定する。

- (1) 実収月額－基準生活費＜一部負担金所要額

この場合は、措置を要する。

- (2) 実収月額－基準生活費 $\geq$ 一部負担金所要額

この場合は、措置を要しない。

2 前項に規定する基準生活費の額は、生活保護法における保護の基準を参考にして市長が決定する。

(措置の算定方法)

第6条 一部負担金の減免割合は、減免の対象となる一部負担金額の20パーセント、50パーセント、80パーセント又は100パーセントとし、次の各号に規定する算式により算定する。

(1) 実収月額－基準生活費＝医療費充当額

一部負担金所要額－医療費充当額＝一部負担金減免額

一部負担金減免額÷一部負担金所要額＝一部負担金減免割合

(2) 前号に規定する算定式により算定した減免割合に端数を生じた場合は、切り上げる。

2 前項に規定する措置を受けた者に対する一部負担金は、保険者において減額し、又は免除するものとし、一部負担金の徴収猶予を受けた者については、当該世帯主による療養取扱機関に対する支払にかえて保険者が直接に当該世帯主から徴収するものとする。

(一部負担金減免・徴収猶予証明書)

第7条 保険者は、法第44条第1項の規定により、一部負担金の減免又は徴収猶予の決定を行なった場合はすみやかに証明書(第8号様式)を申請者に交付するものとし、法第52条第3項の規定により、一部負担金の減免又は徴収猶予の決定を行なった場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

2 一部負担金の減免又は徴収猶予の措置を受けた者が療養取扱機関について療養の給付を受けようとするときは、被保険者証に前項に規定する証明書を添えて当該療養取扱機関に提出しなければならない。

(減免又は徴収猶予の取消)

第8条 保険者は、一部負担金の徴収猶予の措置を受けた世帯が、次の各号の一に該当する場合においては、その措置を変更し、又は取り消し、当該一部負担金の全部又は一部を一時に徴収することができるものとする。

(1) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため徴収猶予を行う必要がなくなつたと認められるとき。

(2) 一部負担金の納入を不当に免れようとする行為があつたと認められるとき。

2 保険者は、虚偽の申請その他不正の行為により、一部負担金の減免の措置を受けた世帯があった場合において、これを発見したときは、ただちにその措置を取り消すことができるものとする。

3 前項の場合、保険者はただちに減免の措置を取り消した旨を当該世帯主及び関係療養取扱機関に通知するとともに、減免により支払を免れた一部負担金を当該世帯主から徴収するものとする。

(一部負担金減免申請調書)

第9条 保険者は、一部負担金の減免等の申請のあった当該世帯について、その措置の要否を決定した経過を明らかにするため、一部負担金減免申請調書(第9号様式その1・第9号様式その2・第9号様式その3)を備える。

付 則

この要綱は、公表の日から施行し、昭和50年12月1日から適用する。

日野市国民健康保険税減免取扱要綱

日野市国民健康保険条例（昭和34年4月1日日野市条例第4号）第19条の規定による国民健康保険税の減免は、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところにより行うものとする。

第1 減免対象者の範囲

納税義務者のうち、災害その他特別の事情がある者とは次に掲げる世帯をいう。

- (1) その資産について震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により資産に重大なる損害を受けた世帯
- (2) 生活保護法の適用を受ける世帯に準ずると認められる世帯
- (3) 不具、廃疾又は死亡により収入が著しく減少した世帯
- (4) 事業又は業務の休廃止又は失業等により収入が著しく減少した世帯
- (5) 事業又は業務について重大なる損害を受け収入が著しく減少した世帯
- (6) 上記に掲げる事由に類する事由があると認められる世帯

第2 減免の申請手続

- (1) 国民健康保険税の減免を受けようとする納税義務者は、国民健康保険税減免申請書（様式第1）に事業所に勤務する者は、給与証明書（様式第2）及び給与外収入等申告書（様式第3）をその他の者は収入、無収入申告書（様式第4）をそれぞれ添付して、納付期限までに申請しなければならない。

ただし、やむを得ない事由があると認めた場合は期限後においてもこれを提出することができるものとする。

- (2) 前号の申請書等を受理したときは、これを調査しその内容が事実と相違ないことを確認する。この場合必要があると認めるときは当該申請者と面接のうえ質問又は関係書類の提出若しくは提示を求めるものとする。

第3 認定方法

- (1) 災害世帯の認定及び被害程度の確認は、市災害対策本部又は所轄消防署の発行する証明書により現地調査を行ない確認するものとする。ただし、市対

策本部に備付ける被災者名簿による災害程度と照合確認し現地調査を省略しても差支えないものとする。

- (2) 生活困窮世帯の認定は、当該世帯に属する世帯全員の過去3ヶ月の平均実収月額の合算額と申請時における生活保護法に定める生活基準表（第1類）同（第2類）、生活加算表、教育費基準表及び住宅費基準表の合算額（以下「基準生活費」という）を比較して認定する。

ただし、災害に起因する場合は、災害を受けた翌月の収入をもって比較認定する。なお、この場合に火災保険金など災害補償金を受けた場合又は受ける見込の場合はその額又は見込額を参酌する。

第4 実収月額の算出方法

- (1) 給与収入の場合

総収入月額（基本給、家族手当、地域手当、通勤手当等の給与額に恩給、年金、家賃、間代、仕送り、その他の収入を合算した額）から所得税、住民税社会保険料（国民健康保険は除く）厚生年金保険料、国民年金保険料、失業保険料、労働組合費、通勤費等の合算額を控除した額とする。

ただし、給与収入者のうち住込等により食費など現物給付を受けているときは生活基準表（第1類）に相当する金額を別に加算するものとする。

- (2) 事業収入の場合

総収入月額（売上金、家賃、間代、損料、農業収入、恩給年金及び仕送り、その他の収入を合算した額）から収入に必要な経費として材料費、仕入代、交通費、諸税（国民健康保険税は除く）及びその他の経費等の合算額を控除した額とする。

- (3) 1世帯内において、給与収入と事業収入とがある場合は、前記(1)、(2)により算出した額の合算額とする。

第5 減免措置

- (1) 災害世帯の減免措置は、災害のあった月以後の国民健康保険税について、次の表の減免率を乗じて算出する。

災 害 程 度	減 免 率
$\frac{1}{3}$ <	$\frac{40}{100}$
$\frac{1}{3}$ >	$\frac{60}{100}$
$\frac{1}{2}$ >	$\frac{80}{100}$
$\frac{2}{3}$ >	$\frac{100}{100}$

(2) 生活困窮世帯の減免措置は、申請のあった月以後の国民健康保険税について、次の表の減免率を乗じて算出する。

算 式	区 分	減 免 率
実収月額 基準生活費 = a	$\frac{150}{100} > a \geq \frac{140}{100}$	$\frac{20}{100}$
	$\frac{140}{100} > a \geq \frac{130}{100}$	$\frac{30}{100}$
	$\frac{130}{100} > a \geq \frac{120}{100}$	$\frac{50}{100}$
	$\frac{120}{100} > a \geq \frac{110}{100}$	$\frac{70}{100}$
	$\frac{110}{100} > a \geq$	$\frac{100}{100}$

第6 減免決定後の手続

国民健康保険税の減免を決定したときは、国民健康保険税減免決定通知書（様式第7）によりすみやかに当該納税義務者に通知するものとする。

第7 減免措置の取消

いつわり申請、その他不正の行為により国民健康保険税の減免の措置を受けた者があった場合、これを発見したときは、ただちにその措置を取消することが

できるものとする。

この場合ただちにこの旨を当該納税義務者に通知するとともに、減免により徴収をまぬがれた国民健康保険税を当該納税義務者から徴収するものとする。

付 則

この取扱要綱は、昭和 4 1 年 6 月 2 8 日から実施する。

